

Japan In-House Lawyers Association

日本組織内弁護士協会

No.11

理事長挨拶

# JILAの誕生から 未来へ

JILA紹介

- ・ 部会 / 委員会 / 研究会 / 事務総局 / 支部
- ・ データから見るインハウスローヤー



# NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。  
東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、北京にも弁護士を派遣しています。  
企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

## 当事務所主催セミナーの開催について

当事務所では、新型コロナウイルス感染拡大の状況等に鑑み、多数の参加者が集う対面式セミナーの開催を当面の間見合わせておりますが、これに代わりオンラインセミナー（ウェビナー）を行っております。

詳細につきましては、セミナー事務局までお問い合わせください。  
(Tel: 03-6889-8706、Email: seminar@noandt.com)

## ポータルサイト「NO&T Legal Lounge」のご案内

「NO&T Legal Lounge」は、当事務所主催のオンデマンド配信セミナーの動画、当事務所の弁護士が執筆したニュースレターのバックナンバー、当事務所主催セミナーで配付したレジュメなど、当事務所の公式ウェブサイトにて公開されていない様々なコンテンツをご覧いただける無料の会員制ポータルサイトです。是非ご登録ください。ニュースレターやセミナー案内の新規配信登録、配信登録内容の変更も本ポータルサイトにて承っております。

詳細につきましては、当事務所公式ウェブサイトのトップページからご確認ください。



## 東京オフィス

〒100-7036  
東京都千代田区丸の内二丁目  
7番2号 J Pタワー  
Tel: 03-6889-7000 (代表)  
Fax: 03-6889-8000 (代表)  
Email: info@noandt.com

担当：柳川元宏（東京弁護士会所属）  
新木伸一（第一東京弁護士会所属）

TOKYO | NEW YORK | SINGAPORE | BANGKOK | HO CHI MINH CITY | HANOI | SHANGHAI | BEIJING

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

# 今号のテーマ

理事長挨拶	榑原 美紀	2
JILA紹介 基本情報、組織図、各組織の担当・活動領域		3
部会紹介 第1部会／第2部会	青井 慎一／田附 周平	5
第3部会／第4部会	平野 竜広／幸田 宏	6
第5部会／第6部会	工藤 友良／岩本 竜悟	7
第7部会／第8部会	小松 淳一／江夏 康晴	8
第9部会／第10部会	坂本 英之／深谷 建太	9
委員会紹介 組織内弁護士調査研究／渉外	村瀬 拓男／佐藤 雅樹	11
国際／研修	市橋 智峰／山根 義則	12
研究会紹介 知的財産／エネルギー・資源開発法／金融商品取引法		
— 山口 裕司／高畑 正子・横井 邦洋・進藤千代数／渋谷 武宏		13
リーガルリスクマネジメントガイドライン／労働法／国際仲裁		
— 岩間 郁乃／干場 智美／高畑 正子・進藤千代数		14
ダイバーシティ／GC/CLO／海外事情		
— 前田 絵理／柏尾 哲哉・坂本 英之・進藤千代数		15
社内弁護士実務スキル／パブリック・アフェアーズ／リーガルオペレーションズ・テクノロジーズ		
— 白井 勇介／立花 美奈子／川口 言子		16
事務総局紹介 梅田 康宏（事務総長挨拶）／國松 崇（企画G）／		
鈴木 杏奈（総務G）／中野 竹司（財務G）／		
坪川 哲也（賛助団体G）／森 正弘（オンラインG）／		
森田 慈心（メルマガG）／山本 晴美（広報G）		17
支部紹介 関西／東海	中室 祐／永田 明良	20
九州／中国四国	笠置 泰平／小田 弘昭	20
データから見るインハウスローヤー		22
元気の源！ 隣の社食をリサーチします	小川 徹／鈴木 由里	26



# JILAの誕生から未来へ

## 1 JILAはなぜ生まれたのか？

JILA創設の理由は、53期の梅田事務総長によれば、修習終了後すぐにインハウスになった時、インハウスの団体が存在するはずと探したものの、存在しなかったからだそうです。ないから作る、とは単純なようで、なかなかできることはありません。どんな団体を作りたいと考えていたのか尋ねてみると、「この指、とーまれ！」という気持ちだったそうです。

20年前に数名で立ち上げた小さな組織が、今や2,000名近い団体に成長したのです。



JILAは会員の増大に伴い、新たな制度やルール、組織の構築を続けながら発展してきましたが、「この指、とーまれ！」のビジョンに照らすとJILAのことは理解しやすいでしょう。例えば、会費は、団体の運営に必要最小限（年5,000円）に抑えられています。元インハウスの準会員や非登録会員にも一定の要件の下に会員資格が認められています。法務部から他部署に異動になっても正会員の資格は否定されない等、門戸は広く多様な価値観に基づく活動が可能です。

## 2 JILAの現在地

JILAは、綱領にあるとおり、インハウスがプロフェッショナルであるとともに組織の一員として組織の価値向上と法の支配の実現を図るべく、政策提言、調査研究、セミナー、ネットワーキング等のプラットフォームとして重要な役割を果たしてきました。

最近では、職域拡大と働き方の多様化も目覚ましく、

当然、JILAに求められるニーズも多種多様です。例えば、JILAの仲間と業界についての本を出版する会員。JILAという看板で政策提言し、社会に貢献する会員。セミナーは、いつも多数の申込みがあり、研鑽活動へのニーズも強いです。また、ネットワーキングとして、パーティーや部活の参加者も多いです。

これらの多様なニーズが充足されているのは、事務総局や委員会のメンバーの多大な貢献によります。

## 3 JILAの未来

日本は、インハウスの増加だけに着目すると、米国に追従してきたかに思われます。しかし、世界の法務市場をリードする米国では、リーガルオペレーション・リーガルテックが加速し、訴訟国家、陪審、デイスカバリー、高額な賠償金や罰金などにより膨らむ企業法務に大幅な軌道修正がなされつつあります。

日本の企業法務もこの20年で様変わりしています。

### 【企業内弁護士を多く抱える企業上位20社】

2001年9月			2019年6月		
順位	企業名	人数	順位	企業名	人数
1	メリルリンチ日本証券	8	1	ヤフー	34
1	ゴールドマン・サックス証券	6	2	野村證券	25
3	日本アイ・ビー・エム	6	3	三井住友銀行	24
4	モルガン・スタンレー証券	6	3	三菱商事	24
5	UBSウオーバーク証券	3	5	LINE	23
5	アルプス電気	2	6	KDDI	19
7	日本マイクロソフト	2	6	丸紅	19
8	日興ソロモン・バニー証券	2	6	三井物産	19
8	アメリカンファミリー生命保険	1	9	アマゾンジャパン	18
8	オートデスク	1	9	パナソニック	18
11	関西電力	1	9	三菱UFJ銀行	18
11	グインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン	1	12	三菱UFJ信託銀行	17
11	クレディ・スイス・ファーストボストン証券	1	13	三井住友信託銀行	16
14	KDDI	1	14	双日	15
14	GEエジソン生命保険	1	15	NTTドコモ	14
14	GEコンシューマークレジット	1	15	住友電気工業	14
14	GEフリートサービス	1	15	第一生命保険	14
18	GE横河メディカルシステムズ	1	15	豊通商	14
18	シティバンク・エヌ・イー	1	15	みずほ証券	14
18	住友海上火災保険ほか19社	1	20	アクセンチュアほか2社	13

※ 黄色マーカーの企業は外資系企業  
採用企業数：1,139社 採用人数計：2,418人  
(出所) 日本組織内弁護士協会調べ(2019年9月)

前提の制度や歴史的成り立ちが異なる日本の法務市場については、JILAは自国の制度と文化に合った未来を自ら形成する組織であり続けたいです。

(さかきばら みぎ)

1997年弁護士登録。日本および外資系の法律事務所を経て、留学および米国カリフォルニア州弁護士登録。2003年パナソニック入社。2018年JILA理事長。2019年フューチャー株式会社社外取締役。同年よりユニバーサルミュージック合同会社。

# JILA 基本情報

日本組織内弁護士協会（JILA）は、組織内弁護士およびその経験者によって平成13（2001）年8月1日に創立された任意団体です。組織内弁護士の現状について調査研究を行うとともに、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことにより、社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与すること、および会員相互の親睦を図ることを目的としています。

## 1. 団体概要

- 名称 日本組織内弁護士協会
- 英名 Japan In-House Lawyers Association
- 区分 権利能力なき社団
- HP <http://jila.jp/>
- 会員数 1805名（2020年9月30日現在）  
正会員 1424名 準会員 286名 非登録会員 95名

## 2. 綱領

弁護士は、法律実務に関するたゆまぬ研鑽及び実践を通じて獲得された総合的かつ高度に専門的な法的識見並びに弁護士法及び弁護士職務基本規程に代表される規範に裏打ちされた職業的倫理観を有することが求められるプロフェッショナルである。更に、組織内弁護士は、業務内容を深く理解し、組織で共に働く人々に対する敬意と共感を持ちながら高いコミュニケーション力を発揮して組織の一員として職務を遂行することが期待される。組織内弁護士の意義は、これらの特質を活かすことによって、組織の適正・円滑な業務遂行に寄与し、その価値向上に貢献するとともに、法の支配の実現を図ることにある。

日本組織内弁護士協会は、その前提の下に、以下の事項を主たる目的とする団体である。

組織内弁護士に関する諸問題を研究し、必要に応じて政策を立案し、関係各機関に提言することによって、社会の組織内弁護士に対する理解を深め、評価を向上させ、その活動領域の拡大を図る。

研究会・講演会・著作物の刊行などの機会を提供することによって、組織内弁護士の能力・識見の向上を図る。

組織内弁護士間のネットワークを形成し、親睦を深める機会を提供することによって、知識・経験・情報の共有を図る。

## 3. ロゴ

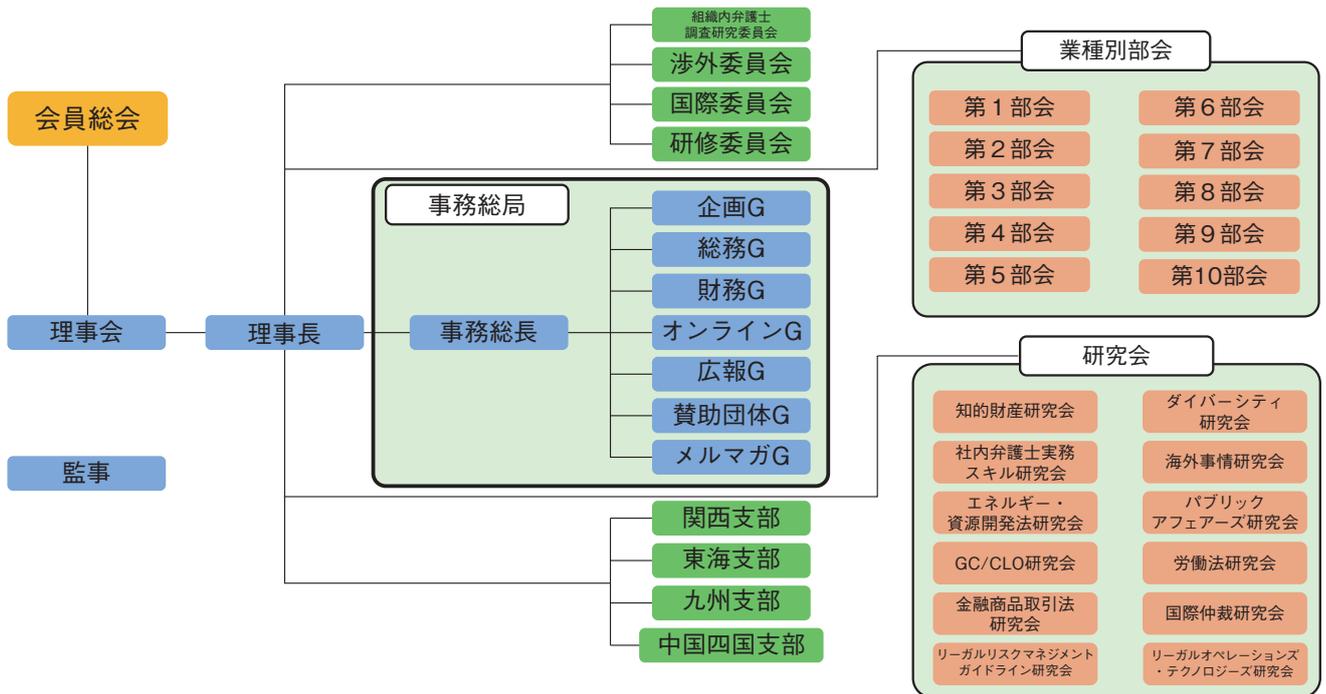


Japan In-House Lawyers Association

当会の名刺やレターヘッド等に使用しているスタイリッシュなブルーのロゴは、デザイナー石田和人氏（石田和人デザインスタジオ）の手によるものです。

やや濃い目のブルーは、清く、冷静で、秩序立った法律家のイメージを、連立する柱のような文字組は、パルテノン神殿のような厳粛なイメージを、それぞれ表現しています。

# 組織図



# 各組織の担当・活動領域のご紹介

部会一覧			
第1部会	鋼鉄、繊維、化学等	第6部会	医療、医薬等
第2部会	銀行、証券、金融等	第7部会	不動産、建設、住宅不動産、建設、エネルギー等
第3部会	通信、IT、メディア、エンタメ系	第8部会	食品、印刷、物流その他
第4部会	行政府、地方公共団体、教育機関等	第9部会	生命保険、損害保険等
第5部会	機械、電気機器等	第10部会	商社、コンサル等

研究会一覧			
知的財産研究会	知的財産に関する法律実務の研究	ダイバーシティ研究会	組織内弁護士のダイバーシティーとインクルージョンの研究
エネルギー・資源開発法研究会	エネルギーおよび資源開発に関する法律実務の研究	GC/CLO研究会	General CounselやChief Legal Officer制度の研究
金融商品取引法研究会	金融商品取引法に関する法律実務の研究	海外事情研究会	組織内弁護士に関する海外の諸制度の研究
リーガルリスクマネジメントガイドライン研究会	「ISO31022」の研究	社内弁護士実務スキル研究会	経験の浅い組織内弁護士のスキル向上に関する研究
労働法研究会	労働法に関する法律実務の研究	パブリックアフェアーズ研究会	立法、政策および業界ルールの策定過程に関する研究
国際仲裁研究会	国際仲裁に関する法律実務の研究	リーガルオペレーションズ・テクノロジーズ研究会	テクノロジーと法律実務の効率化の方法論の研究

委員会一覧	
組織内弁護士調査研究委員会	組織内弁護士に関する調査研究・指針策定等
研修委員会	会員向け研修・セミナー等の認定と開催
渉外委員会	国内の渉外全般、広報
国際委員会	海外団体との渉外、海外での活動全般

支部一覧	
東海支部	愛知県、岐阜県、三重県
関西支部	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、奈良県
中国四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

事務総局グループ一覧			
企画G	総会・理事会招集、統計資料、会員管理、定款・規定管理等	賛助団体G	賛助団体として支えてくださる法律事務所・団体等との協力関係の維持・構築等
総務G	組織運営に関する企画立案・実施、事務局自体の管理等	メルマガG	メルマガ（JILA通信）の編集・配信
財務G	出納、決算、予算作成、経理制度の整備、税務、その他の財務管理	広報G	会報誌の編集・発行、広報資料の作成、取材・問い合わせ対応等
オンラインG	公式サイト、公式アカウント、メーリングリストやサーバの管理等	(一社)学会支援機構	業務受託先として運営を行う



第1部会 部会長  
青井慎一

## 第1部会

第1部会（当部会）は鉄鋼、非鉄金属、化学、ゴム、繊維、紙・パルプ、ガラス・土石等の素材メーカーに勤務するJILA会員（および準会員）により構成される部会です（2020年9月のJILA名簿上の部会の会員数は114名）。

当部会の特色としては社会のインフラを支える産業、企業が多く、組織内弁護士の定着率と勤続年数は比較的高め・長めです。素材業界は息が長く、企業同士も深く結びついていて、お互いの会社や業界について懇親会を通じて段々深く知っていくというのも魅力の1つです。

歴代の部会長は、初代部会長から順に、檜山正樹さん（2013年1月～）、吉武信子さん（2015年2月～）、杉野文祐さん（2016年4月～）、津村佳奈さん（2018年4月～）、当職（2020年4月～）です。

当部会の活動として四半期に一度程度、定例会および懇親会を開催しております。2020年のコロナ禍中もTV会議（Zoom）の使用による定例会・懇親会を開催しております。部会員は司法修習60期台の若手が多く、懇親会では、各自

近況報告をしたり、日ごろの業務上の悩みを相談したりするなど、ざっくばらんに話をして交流を深めています。

また、これまでに通常の定例会・懇親会のほか、他部会（第5部会、第8部会）と共同しての企画・懇親会、外部講師を招いての「鉄鋼業の知財戦略」のセミナー（JILA知的財産研究会と共同）、執行部と若手部員の座談会（組織内弁護士のキャリア形成や業務効率化等、第5部会と共同）、安全保障輸出管理に関する勉強会などを実施してまいりました。

JILAでは委員会・研究会等の活動が行われていますが、産業別の部会の活動・懇親会は会員に身近な存在であり、当部会は、今後も引き続き定例会（勉強会や座談会を含む）、懇親会により部会員の交流を図ってまいりたいと思います。

（あおい しんいち）

日本ペイントホールディングス株式会社所属、司法修習57期、東京弁護士会所属、司法修習後に東京都内の一般民事法律事務所、不動産投資会社、素材メーカーを経て現職に至る。



第2部会 会員  
田附周平

## 第2部会

### 1 第2部会の体制

第2部会は、銀行、信託、証券、AM、その他金融の企業に所属する会員294名（2020年9月30日時点）で構成される最大級の部会です。現在、部会長、副部会長を含め、合計8名の執行部により、定期的にミーティングを開催し、第2部会の企画検討、JILA理事会での議論の共有、金融分野のトピックスに関する情報共有等を行っています。

### 2 第2部会の活動内容

第2部会では、2018年度から、現在の執行部体制の下、定例会およびランチミーティングを主たる活動の2本柱として、4半期に一度企画を実施しています。2019年は、大手法律事務所の弁護士をお招きし、「Fintechをめぐる状況と今後の動向」、「企業開示と会計監査のあり方」、「働き方改革」、「事例で学ぶ海外M&A～インハウスの視点を織り交ぜながら」をテーマとした定例会（兼ランチミーティング）を実施し、いずれも盛況のうちに終わりました。

また、会員同士のネットワーキングの構築も目指してお

り、上記の一部の企画では、2部会内にとどまらず、他部会からも参加可能なオープン企画として開催しました。

その他、定例会等に加え、電子署名法の改正に関する提言等のロビーイング活動等も行っています。

### 3 今後の活動

2020年以降、新型コロナウイルスの影響により企画の開催を見合わせていましたが、2020年11月9日に、Zoomを利用した2部会の活動紹介企画を開催しました。50名を超える申込みをいただき、2部会の活動に対する関心の高さが伺えました。この企画を皮切りに、今後も、定例会を通じた研鑽およびネットワーキングの構築等、金融インハウスのプラットフォームとなるべく活動を行って参ります。

（たづけ しゅうへい）

東京ブライト法律事務所。2013年弁護士登録（65期）。SBIホールディングス株式会社法務コンプライアンス部、SBI FinTech Solutions株式会社法務部を経て現職。

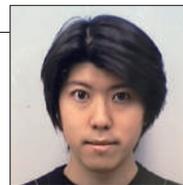
## 第3部会

当部会は、情報通信、電気通信、携帯電話、情報技術、ネットサービス、ソフトウェア、ゲーム、マスメディア、出版、広告、エンターテインメント、著作権等管理事業等の企業に所属する会員により構成される部会です。

現在の部会員数は、299名（2020年9月末。当会名簿登録ベース）となっています。比較的新興の企業も多いためか約80%が60期以降という若い部会であり、業界のインハウス採用トレンドを受け、部会員数はさらに増加傾向にあります。

部会活動としては、デジタルプラットフォーム規制の最新動向やベンチャー投資の実務上の留意点、オンライン株主総会に関する事項など時事のトピックス等を取り上げた勉強会を実施したり、昼・夜の懇親会にて親睦を深めています（コロナ禍で今後の開催方法を模索中）。これらのイベントは、部会員所属社のオフィススペースをお借りすることもあり、会社見学の機会にもなってきました。当部会のイベントでは、スーツの参加者が全くいないこともしば

第3部会 部会長  
平野竜広



しばあるなど業界の特性を反映して自由闊達な雰囲気での活動になっています。

部会員所属社では新しい領域のビジネスへ挑戦をしていることも多く、判例や確立した法文の解釈、整備された法規範が存在しないような領域の案件も発生する中、新しい解釈や実務の確立、社会のルールメイキングへの働きかけに取り組む経験や関連した悩みをお持ちの部会員も多いと思われます。

今後もそうした最新の取組みの共有や経験者との交流の機会など、充実した部会の場を提供していければと考えています。

（ひらの たつひろ）

2007年3月 東京大学大学院法学政治学研究所科法曹養成専攻 修了  
2008年12月 弁護士登録（東京弁護士会・61期）  
2009年1月 ヤフー株式会社（～2013年8月）  
2013年9月 LM法律事務所（～2014年9月）  
2014年10月 ヤフー株式会社（～現在）

## 第4部会

第4部会は、国、地方公共団体、独立行政法人、教育機関に所属している弁護士・法曹有資格者およびこれらの組織に所属していた弁護士により構成される部会です。

2020年9月30日現在の名簿によると、第4部会は、正会員110名（約50.2%）、準会員72名（約32.9%）、非登録会員37名（約16.9%）の合計219名となっております。

JILA全体で見ると、正会員1,424名（約78.9%）、準会員286名（約15.8%）、非登録会員96名（約5.3%）の合計1,805名となっており、第4部会は、準会員、非登録会員の比率が高いことが特徴です。

これは、現状では、国や地方公共団体が弁護士資格のある人を採用する場合、任期付職員として採用する機会が多いこと、また、多くの場合、組織による弁護士会費の負担がなく、弁護士登録を外すことを求められる場合もあるということが理由です。

所属組織での業務内容は、行政処分、法令の整備、裁決や審判、行政調査といった権力的なものから、契約、コン

第4部会 部会長  
幸田 宏



プライアンス、訴訟における代理人の事務等、様々です。また、分野としても、例えば、地方公共団体では、生活保護、児童相談所のような福祉部門、区画整理や道路・公園の維持管理のような土木・まちづくり部門、学校、図書館、公民館を運営する教育部門、あるいは災害対策に（多くの組織では弁護士としては1人で）関わる人もいるように、多岐にわたります。

これらの様々な立場、業務の経験を持つメンバーが、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことが、JILAの目的に大いに資することを確認しております。

（こうだ ひろし）

さいたま市職員、埼玉弁護士会所属（平成26年～現在）  
東京都職員（平成10年～平成24年）



第5部会 会員  
工藤友良

## 第5部会

第5部会幹事の工藤です。私はJILAに所属してまだ10年も経っていませんが、JILAは20周年を迎えるということで、その長い歴史を作ってこられた諸先輩方に深い敬意を表するとともに、このような会報が発行されることをとても嬉しく思います。

本部会は、機械、電気機器、精密機器、輸送用機器、金属製品、と比較的幅広い分野からなります。JILAの発展とともに、本部会の所属人数も順調に増加し、現在は、200名を超えるまでになっています（2020年9月末日時点）。今後も所属会員の継続的な増加が見込まれ、所属先も一層多様化していくものと思われます。

本部会の活動としては、他の部会と同様に、懇親会や勉強会等を中心に活動してまいりました。勉強会については、本部会独自の試みとして入管法についての勉強会を開催したり、他部会と共催で、税法についての勉強会や若手の意見交換会を開催したりするなどしております。

2020年は、新型コロナウイルスの影響により、本部会の

活動は懇親会・勉強会ともに開催できずにおりました。本部会は、比較的修習期の若い会員が多く、会員に共通する仕事上の悩みや課題もあるかと思えます。そのため、今後は、新しい部会のあり方として、オンラインでの勉強会や意見交換会などを開催できないか、模索していきたいと考えております。

また、本部会の企画や運営にご興味のある方がいらっしゃれば大歓迎ですので、ぜひ第5部会の幹事までご連絡いただければと思います。コロナ禍でどのような活動が可能かなど、ざっくばらんに意見交換させていただきながら、一緒に活動を盛り上げていければと思います。

（くどう ともよし）

村島・穂積法律事務所  
弁護士登録（64期）とともに富士通株式会社に入社し、国内外の訴訟、各種システムトラブル、M&A、各種契約交渉などを担当。その後、法律事務所に移り、現在は、各種訴訟を中心に活動中。



第6部会 部会長  
岩本竜悟

## 第6部会

第6部会では、四半期に1回の頻度で定例会を開催しています。これまでに定例会で取り上げたテーマは、「病院内弁護士の仕事」「製薬企業における訴訟管理」「ヘルスケア業界の規制改革」「臨床研究法」「CRO」「法務部門以外で働く組織内弁護士」「ヘルスケア業界のコンプライアンス」「産学連携をうまく進めるコツ」「MRの過去・現在・未来」「診断の世界」「医療データの取扱いと情報セキュリティ」「薬機法改正」「法務の仕事とテレワーク」などです。

定例会のほか、部会員有志による勉強会も行っています。現在運営しているのは「医療機器の法務に関する勉強会」で、2020年7月の立ち上げ以来、20名のメンバーで、オンライン会議形式で毎月勉強会を開催しています。メンバーのインタビューを通じてキャリアや法務の仕事の多様性について学んだり、メンバーが抱えている疑問や悩みに基づいて意見交換をしたり、「医療機器該当性」「医工連携」など特定のテーマを深掘したりといった内容です。

第6部会の担当分野であるヘルスケア分野の法務に関わ

る組織内弁護士は他の部会にもいます。例えば、第4部会には厚生労働省所属の組織内弁護士や、附属病院を有する大学所属の組織内弁護士がいます。第6部会にとって、前者との連携は規制当局の考え方を知る上で、後者との連携は産学連携について学ぶ上で、それぞれ非常に有用であるため、これらの組織内弁護士との連携を行っています。さらに、第4部会以外に目を向けると、素材、IT・メディア、機械、食品、保険、商社などの業界に属する企業の中には、ヘルスケア関連の事業を手掛けている企業も少なくなく、これらの企業には、ヘルスケア分野の法務を担当する組織内弁護士がいます。今後は、これら他部会の組織内弁護士との連携を強化していきたいと思っています。

（いわもと りゅうご）

ノボ ノルディスクファーマ株式会社 法務・コンプライアンス部長。  
2004年弁護士登録。紀尾井坂法律特許事務所、GEヘルスケア・ジャパン株式会社を経て、2018年より現職。2015年4月からJILA第6部会長。

## 第7部会

当部会は、不動産、建設、住宅、建材・住宅設備、エネルギー、水道の業界により構成された部会です。現在(2020年9月末)、約147名の会員が所属しています。

部会内では、全体的に和気あいあいとした雰囲気の中、分け隔てなく自由闊達な議論がなされており、業界の垣根を越えた情報交換等も様々な形で行われています。

主な活動としては、過去には多いときですと四半期に1回(年4回)程度、最近ですと基本的に年に1~2回程度、勉強会や交流会を開催しています。

勉強会では、所属する部会員のメンバーに講師を依頼し、これまでの社内弁護士としての実経験を基に一定のテーマについて話していただいたり、時には、税理士や不動産鑑定士の先生方、さらには国土交通省の方などを講師としてお招きし、各専門分野の実務的なテーマについてご講演をいただくことで、当部会員の研鑽の機会を得られるようにしています。また、物件見学会と称して、当部会員が所属する企業の関連施設や再開発ビル等を視察するイベントを

第7部会 部会長

小松淳一



企画するなどしたこともあります。

これら以外の最近の主な活動としては、2019年に「不動産」業種の法務に関する書籍(『Q&Aでわかる業種別法務不動産』)を発刊することができました。同書籍は、分譲・賃貸から民泊・AIまで、社内法務の疑問に幅広く応える内容となっており、大変なご好評をいただいております。そして、これに続いて、現在、「建設」業種の法務に関する書籍の発刊に向け、有志メンバーにて執筆活動を続けています。

今後は、当部会がハブとなって、他の部会や研究会、さらには外部の諸団体とも連携した形での意見交換会等を開催するなどして、部会としての発信力ならびにプレゼンスをより一層高めてまいりたいと考えております。

(こまつ じゅんいち)

JILA第7部会代表理事兼部会長を務める。法律事務所での勤務を経て、現在、住友林業株式会社の法務グループにて、契約審査、M&A、新規投資案件、争訟対応、業法対応、品質管理・監査等に関連する業務に携わる。

## 第8部会

第8部会(部会長:濱田和成さん(元日本航空))は「食品・印刷・物流・その他」業界の部会です。

一見して他の部会とは異なることがおわかりになるかと思いますが、単一の業界で構成される部会ではない点が本部会の最大の特徴になります。

実際の部会構成業種を見てみると、食品メーカー、生活消費財メーカー、卸売、物流・倉庫、鉄道、航空、外食産業、小売業、印刷、事務用品、スポーツ用品、アパレル、化粧品、警備、観光、エンタメ、人材派遣、教育など、大変多岐にわたります。

単独で部会を構成するには少ない業種の集まりであり、他の部会に比べ、部会として業種特有の企画を行うことは難しい面がございますが、それぞれの業界でトップクラスの企業の集まりでもあり、いろいろな業界の話が聞けるという点では他の部会にはない魅力だと思います。さらに、それぞれの業種ごとの共通の関心に従って自主勉強会等を行えるように、出会いの場、懇親の場を継続的に提供する

第8部会 代表理事

江夏康晴



ことを部会の中心的な役割と捉えて活動してまいりました。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況で、懇親の機会の設定が難しくなっており、当部会としても、「新しい生活様式」に対応した新たな形を検討しております。

これまでは部会の活動としては東京近隣に所在する部会員が中心になってしまうことが課題でしたが、オンラインミーティングの活用等により、全国の部会員が参加できる形が実現できるのではないかと期待しております。

今後とも第8部会の活動にご支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(こうか やすはる)

2008年 弁護士登録(第二東京弁護士会・旧61期)

2008年 キッコーマン株式会社(〜現在)

2020年 JILA理事(第8部会代表理事)



第9部会 部会長  
坂本英之

## 第9部会

第9部会は、生命保険、損害保険、共済等の業界の組織内弁護士からなる部会です。会員数は76人（2020年9月30日現在）と全部会の中で一番小規模な部会ですが、保険業界にフォーカスした活動を行っています。

2カ月に1回、定例会を開催して、外部から招いた弁護士、または部会員が講師となって、最近の法改正、規制動向、これに関する法的・実務的な論点等について意見交換しています。講師には、官公庁への出向経験のある弁護士や立法に関与していた弁護士などを招いているため、立法や規制動向の背景も踏まえた実務的な議論をすることができています。具体的には、保険募集などの保険会社特有の実務的問題点を取り扱うほか、金融サービスの提供に関する法律、個人情報保護法、会社法、マネーロンダリングなどについても保険会社独自の観点から情報交換をしています。保険という特殊な分野で働く弁護士という共通点があることから、定例会では活発な意見交換が行われており、ここでしか聞けない実務的な話が満載です。

新型コロナウイルスの影響で半年ほど活動を休止していましたが、2020年8月以降オンラインで定例会を開催しています。新たに参加する会員も増えて、対面開催と同様の活発な意見交換ができています。オンライン開催のために最近はお休みしていますが、定例会後には懇親会を開催して、親睦を深めるほか、定例会の議論のさらなる深掘りもしています。

今まで定例会にあまり参加されていない会員の方も、ぜひお気軽にご参加ください。

（さかもと ひでゆき）

ジブラルタ生命保険株式会社 執行役員チーフ・リーガル・オフィサー。54期。2001年から2011年まで長島・大野・常松法律事務所にて執務。2011年にブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社に入社し、グループ内異動により2017年より現職。



第10部会 部会長  
深谷建太

## 第10部会

第10部会は、商社・監査法人・コンサルティング・シンクタンク・再生支援・農業協同組合・漁業協同組合・その他経済団体に所属する会員により構成された部会です。

2020年9月時点で合計145名、うち最大の商社所属会員が85名を占めますが、その業種・業界は多岐にわたります。

このため、部会共通のテーマ設定はなかなか難しいですが、2017年から2018年にかけて4回にわたり、法律と会計・税務に関する連続勉強会を他部会と共催するほか、会員間の懇親会を開催しました。

ただ、その後は、具体的な活動として継続できておりません。

今後は、様々な業種・業界の会員が所属するメリットを生かしつつ、会員同士の情報交換の場としての、勉強会・懇親会（オンラインを含む）を開催していきたいと考えています。

そのため、第10部会では、部会の活動をサポートしていただける会員を募集しております。興味やご質問のある方、

部会の場を使って情報発信をしてみたい方は、随時、以下アドレスまでご連絡ください。

10部会メーリングリスト (ml\_10@jila.jp)

深谷 (kenta\_fukatani@toyota-tsusho.com)

\* \* \*

（ふかたに けんた）

2006年弁護士登録後、法律事務所、金融機関勤務を経て、2015年4月から豊田通商株式会社法務部にて勤務。

# 【Q&Aでわかる業種別法務シリーズ】好評発売中!!



JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 銀行』  
(2019年7月発売)

(不動産と並ぶ)本シリーズ第1弾! すべてはここから始まりました。銀行取引・規制に関するあらゆるトピックを網羅しており、銀行に在籍・アドバイスしている(する予定の)弁護士・法務パーソンにはもちろん、銀行と取引する方にもおススメな1冊となっているものと信じます。

JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 不動産』  
(2019年7月発売)

古くて新しい不動産業の醍醐味とスリルを盛り込みました!



JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 自治体』  
(2019年11月発売)

条例策定からクレーム対応にいたるまで、現場を知る自治体内弁護士によるリアルな解説!

JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 医薬品・医療機器』  
(2019年11月発売)



執筆者総勢31名。JILA第6部会の総力を結集して書き上げました。

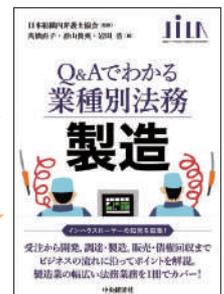


JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 証券・資産運用』  
(2020年1月発売)

経験豊富な金融インハウスのローヤーの実務的な知識経験を惜しみなく共有しました。

JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 製造』  
(2020年3月発売)

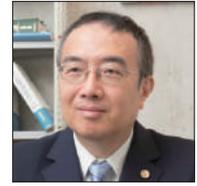
現場の強いメーカーですが、法務の役割は、取引基本契約書の交渉から、独禁法・下請法の対応、不祥事の予防にまで拡大しています。



JILA監修  
『Q&Aでわかる業種別法務 学校』  
(2021年2月発売)

学校に所属するローヤー24名が、学校における様々な法的問題を明快に解説しました。

※吹き出し内のコメントは、各書籍の編集代表のコメントです。



組織内弁護士調査研究委員会 委員長

村瀬拓男

## 組織内弁護士調査研究委員会

組織内弁護士調査研究委員会は、本年度から設置された新しい委員会です。読んで字のごとく、組織内弁護士に関する諸問題について調査研究を行う、ということなのですが、それだけでは何も説明していることにならないので、本年度の取組みについて説明することにします。

本年度は、組織内弁護士が直面するであろう様々な場面を想定した倫理行動指針を策定していくことが、主な作業となります。弁護士には、その倫理規範・行為規範として日弁連において策定された「弁護士職務基本規程」が存在します。この弁護士職務基本規程が制定されたのは平成16(2004)年であり、意外と最近のことなのですが、制定の理由として、組織内弁護士を含め、弁護士の活動領域が広がっていく中で、弁護士に求められる社会的使命を果たすために、「自由と独立」が何よりも重要であり、それを支えるものとして職務基本規程が制定されたと説明されています。

しかし、組織内弁護士にとって、職務基本規程が倫理規

範・行為規範として十分なものとは言えないように思われます。弁護士としての「自由と独立」を支えるという目的はそのままに、「組織内」という実情を考慮した、組織内弁護士にとっての倫理規範・行為規範をまとめていくことが必要であり、それをJILA自らがまとめることに大いなる意義があると思われれます。

具体的には、すでに策定している刑事事件における指針に加え、所属組織の訴訟代理人となること、所属組織の不正調査、といったいくつかのテーマについて、それぞれの問題に詳しい会員に参加してもらい、現在も精力的に議論を重ねています。来年度までに1冊のガイドラインとして公刊することが目標です。

(むらせ たくお)

株式会社新潮社在職中に司法試験合格。同社社内弁護士として登録(59期)。その後個人事務所に登録を変更するが、現在も出版業界を主な活動の場としている。2020年に設立された海賊版対策機関(一社)ABJ常務理事。

## 渉外委員会

渉外委員会 委員長

佐藤雅樹

「渉外委員の〇〇さんの顔が浮かばないなあ」。渉外委員長をして1年近く経ちますが、こんな独り言を言っていることがたまにあります。

渉外委員会は、2019年度中に、広報・渉外委員会の所管していた業務のうち、国内渉外業務を引き継ぐ形で発足(存続)した委員会です。政策委員会の所管業務の一部(弁護士会の委員推薦等)も引き継いでいます。日弁連、東京三会、経団連、経営法友会、その他全国の弁護士会との連携や交渉などを行っています。また、組織内会計士、組織内弁理士の団体等との連携、交渉も行ってきます。JILAの活動を弁護士会の公益活動と認定するように弁護士会に要望したり、経済団体との交流を通じて企業における組織内弁護士のキャリア形成のあり方を提案したりするなどの活動を通じて、組織内弁護士が円滑に活動を行える環境を整備し、JILA綱領に掲げる「社会の組織内弁護士に対する理解を深め、評価を向上させ、その活動領域の拡大を図る」ことに貢献しています。関係する諸団体との交

渉・話し合いを通じて、JILAの理念を実現していく活動をしています。

今期も、東京三会、日弁連や経営法友会をはじめ、東弁内派閥、組織内司法書士団体、組織内中小企業診断士団体など多くの関係先と懇談の場を設定して様々な協議を行ってきました。でも、冒頭の独り言です。実はコロナ禍のせいで2020年度からの新生渉外委員会メンバーはまだ一度も一堂に会したことがないのです。でも、大丈夫。Zoomを使って委員会内や渉外先と頻繁に議論を交わし活発に活動しています。いつかコロナ禍を克服してみんなが一堂に会する日が来ることを待ち望みながら。

(さとう まさき)

JILA渉外委員会委員長。パーク24株式会社グループ法務部長。弁護士(60期)。

## 国際委員会

国際委員会 委員長  
市橋智峰

国際委員会は2020年度に正式に発足し、活動を開始した新しい委員会です。組織内弁護士協会（JILA）では、20年の歴史の積み重ねとともに海外が関係する事柄も増えてきました。そこで、海外対応を強化するため、これまで渉外委員会等他の機関が有していた役割のうち、海外に関する機能を担うべく国際委員会が設けられました。

国際委員会の役割には大きく分けて次の3つがあります。

- ① 海外団体との関係構築（第1グループ）
- ② 国際会議への参加支援（第2グループ）
- ③ 海外に向けた広報活動（第3グループ）

委員会は、それぞれの役割を担う3つのグループで構成され、委員会副委員長（3名）が各グループの長を務めます。在籍する委員（2020年11月現在約30名）は、原則としていずれかのグループに所属しています。そして、個々の活動はグループごとに行い、それを全体会合に持ち寄ることを基本としています。実のところ、発足早々にコロナ禍

の洗礼を受け、活動はすべてリモートとなりました。そうした困難な環境下で副委員長はじめ委員の皆さまに尽力いただき、感謝しています。個別の活動の紹介は誌面の関係で割愛しますが、海外団体との提携（予定）は成果の1つです（本稿執筆時点で正式調印・発表前ですが、詳細については、ぜひJILAのウェブサイトをご覧ください！）。

委員には国際業務に経験豊富な中堅弁護士が多く、そこに国際業務にも関心を持つ若手弁護士が加わり、いいバランスで構成されています。蛇足ですが、会合後の懇親会もいつも楽しく盛り上がります。

最後にPRを少々。国際委員会は、できたばかりの、これから皆で作りに上げていく委員会です。ご協力いただける方の参加を心よりお待ちしております！

（いちはし ともみね）

株式会社ターツライブ取締役。弁護士（53期）。株式会社日立製作所社内弁護士、法律事務所勤務を経て現職。インハウスのローヤーズネットワーク（現組織内弁護士協会）発足時メンバーの1人。

## 研修委員会

研修委員会 委員長  
山根義則



研修委員長の山根です。JILAの20周年というのは、私の弁護士歴よりも長い期間ですので、その歴史を考えると、この20年間、様々なことがあっただろうと思いますし、これからもいろいろなことが続くだろうと思います。とはいえ、JILAの20周年という節目を一緒に迎えることができたことを大変嬉しく思います。

研修委員会は、JILA主催のインハウスのローヤーズセミナー（以下「定例会」といいます）の企画・運営を担当しており、その歴史は長く、2021年1月の定例会で第134回を迎えることができました。特に2020年は、新型コロナウイルスの影響により、2月21日に予定していた定例会を急遽2日前に取り止め、その後、定例会を開催できず、約半年間を過去の録画配信でつなぎ、8月からオンラインにて再開するという、研修委員会にとっても初めての経験で、我々にとっても大きな変化の年となりました。とはいえ、諸先輩方が続けてきた定例会を継続することができたのは、受講して下さるJILA会員皆さまのおかげです。心より感

謝を申し上げます。定例会は、JILA会員の皆さまの受講によって支えられておりますので、皆さまの受講意欲と満足度を満たすことができるよう、普遍的なスキルに関する内容だけでなく、新しいスキルや考え方も取り入れていきたいと考えています。

2018年の会報誌において、「新しい JILAの姿に、研修委員会も適合させていきたい」と述べましたとおり、JILA会員の皆さまにとって、より良い定例会をお届けできるよう、研修委員会のメンバーで企画立案をしております。定例会の企画・運営に興味がある方はぜひ私宛にご連絡ください。これからの定例会を一緒に作り上げていくことができればと思っております。

（やまね よしのり）

三菱自動車工業株式会社 情報セキュリティ室マネージャー兼グローバルIT本部担当マネージャー。弁護士（59期）。法律事務所勤務を経て現職。会社の情報セキュリティおよびサイバーセキュリティを取りまとめる業務を担当し、新たな弁護士としての働き方を模索中。



知的財産研究会 座長

山口裕司

## 知的財産研究会

知的財産研究会は、JILAのメーリングリスト上での当方からの呼びかけがきっかけとなって、2010年に生まれました。幹事のネットワークを生かして、JILA会員あるいは外部の方に講師をお願いして、企業の知財戦略や改正法、最近の裁判例に関するいろいろなトピックについての研究会を、不定期ながら通算して42回開催してきました。そのほか、JILAの研修委員会、他の研究会や部会との合同企画による研究会を開催したり、組織内弁護士協会との交流をはかる企画も行ったりしてきました。コロナ禍の影響で、2020年は、2月以降活動が途絶えていますが、Web会議

ツールを使って、活動を再開する方向で動いています。

法務部に所属していて、知的財産分野の仕事には馴染みがなく、よくわからない、あるいは、知的財産部に所属しているが、社内弁護士は少数派なので、情報交換できる仲間を作りたいなどのJILA会員の悩みに応え、気軽に参加できる研究会として、今後も存在意義を発揮していきたいと思えます。

知的財産研究会に関するお問い合わせがありましたら、chizaikenkyukai@gmail.comにご連絡ください。



副理事長

高畑正子

## エネルギー資源開発法研究会

当研究会は、エネルギーおよび資源開発に係る法律実務の研究をテーマとして発足した研究会です。エネルギー・資源開発に関係する業界に所属する組織内弁護士および準会員の情報交換と時々のトピックについて熱い議論をする場として定期的に研修会を開催しております。テーマについては再エネ、インフラファンド、石油・天然ガス開発、紛争解決まで多岐にわたり、講師も法律家だけでなく、ビジネスサイドの方も含め様々な分野の専門家にお越しいただいて研鑽を深めております。また、原子力発電所見学ツアーのように単なる座学にとどまらない企画も開催してお

第7部会 会員

横井邦洋

第6部会 会員

進藤千代数

ります。研究テーマの特質上それほど大きい研究会ではないことから少人数で和気あいあいとやっているのが特徴的です。今後も同様のセミナー、イベント企画開催のほか、再エネ他時々のトピックを取り上げて論文寄稿や他の団体との共催企画なども検討していく予定です。随時会員も募集しておりますので、本研究会にご興味がある方は、座長高畑 (fbam708@gmail.com) および進藤 (chiyokazu.shindo@hoganlovells.com) までご連絡ください。

## 金融商品取引法研究会

金融商品取引法研究会は、幹事を中心にテーマを設定しテーマごとに発表者を内外に依頼し、関心のある会員が集まって討論を行う研究会です。金融商品取引法は、資本市場を通じて資金調達を行うすべての企業と、金融商品に投資し資産運用を行う投資家、これらの間を取り持つ証券会社、資産運用会社、その他多くの関係者の業務を規律する重要な法律です。その重要性に照らして、金融庁、証券取引等監視委員会、各地の財務局などの規制当局による日常の監督や、立入検査を通じた厳格な法令執行が行われていることに大きな特徴があります。そこで当研究会では、以

金融商品取引法研究会 座長

渋谷武宏

前に一般の事業会社のインハウス向けに法令の基本的な仕組みを勉強する会と、証券会社や日常的に金融商品取引法を検討する業者向けに専門的な問題を検討する会、および規制当局の担当者を招いて問題意識を披露していただく会などを企画してきました。近時はコロナ禍もあり思うように活動ができておりませんが、研究会の創立の理念である、多様なバックグラウンドを持つメンバー相互の意見交換の中から金融商品取引法に関する専門性を磨き、会員個人、所属する組織、ひいては世のため人のためになる研究会を目指して工夫して活動を再開していきたいと考えています。

## リーガルリスクマネジメントガイドライン研究会

第4部会 会員  
岩間郁乃

本研究会の目標は、リーガルリスクマネジメントの国際規格であるISO31022の普及と浸透であり、2020年11月には本研究会が助言したISO31022の英和对訳版が出版されました（日本規格協会「ISO 31022:2020 リスクマネジメント—リーガルリスクマネジメントのためのガイドライン」）。ISO31022とは、ISO（国際標準化機構）が作成したリーガルリスクマネジメントの指針であり、その内容は、リーガルリスクの関連する状況および基準の確立、リーガルリスクアセスメント（特定・分析・評価）、リーガルリスクの対応等です。組織がリーガルリスクを管理し取り扱

い、全社的なエンタープライズリスクマネジメントを実施するための実用的な指針となることが期待されています。

ご興味を持たれた方は、「高まる企業の法的リスク 規格策定進む」（日本経済新聞、2020年7月24日）、渡部友一郎「リーガルリスクマネジメントの先行研究と新潮流」国際商事法務48巻6号794頁（2020）、渡部友一郎＝岩間郁乃＝染谷隆明「国際規格ISO31022誕生と経営法務の展望」ジュリスト1550号94頁（2020）をご覧ください。今後も研修会や公開勉強会といった形で随時進捗があれば、会員の皆様へ還元してまいります。

## 労働法研究会

第5部会 会員  
干場智美

労働法研究会では、芦原先生ご主宰のもと、毎月最終木曜日に前月の労働判例を読み込むことを行っております。単に「労働判例を読み、最新判例の動向を知る」のではなく、参加される企業内弁護士各々が当該判例について、「当該会社の法務部員の立場であれば、当該紛争の発生をどのように回避できるか」、また、「仮に紛争化した場合の争い方や立証・証拠に関する方針についてはどうすべきか」、という組織内弁護士特有の視点から検討しております。その意味でも、一般的な労働判例勉強会とは異なる特色を有しており、組織内で労務に携わる（あるいは今後携

わる可能性のある）先生方にも大変有益な内容となっております。

また、現在は、新型コロナウイルスの影響もございまして、秋葉原の会議室と同時にZoomでも同時開催させていただいております。遠くは九州の方にもご参加いただいておりますので、ぜひこの機会にご参加いただけますと幸いです。

ご興味のある方は、芦原先生（ashihara@castglobal-law.com）または干場（tomomishiva@gmail.com）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 国際仲裁研究会

副理事長  
高畑正子



第6部会 会員  
進藤千代数

本研究会は、国際仲裁実務につき知見を共有し、企業の国際競争力を高めるために必要な紛争解決力向上を主な目的としています。一般に、国際仲裁活性化には、企業の対外直接投資に伴う紛争解決力という観点と、日本での国際仲裁案件増加という観点があります。前者では、JILA会員所属企業で、契約締結段階から、紛争が生じた場合を想定し紛争解決条項等を提案し交渉することが大切であり、各国の裁判制度や様々な仲裁機関の動向について知識を蓄積しておくことが必要です。後者では、主に外国企業や日本企業の在外法人にとり、仲裁法制の改正やJIDRC設置に

加え仲裁実務家その他関係者のスキル向上が、仲裁地として魅力あるものにする上で重要です。そこで、ICC、SIAC、SCC等仲裁機関とのセミナー開催や仲裁実務家との意見交換会等を行っております。本研究会では、(i) 国際仲裁に関する知見拡充、(ii) インハウスの観点からの問題意識とスキル共有および (iii) 仲裁実務家との意見交換等、国際仲裁活性化に向けた政府および仲裁機関との連携等を行う予定です。本研究会にご興味がある方は、座長高畑（fbam708@gmail.com）および進藤（chiyokazu.shindo@hoganlovells.com）までご連絡ください。



ダイバーシティ研究会 副座長

前田絵理

## ダイバーシティ研究会

我々、ダイバーシティ研究会は、2014年に発足して以降、外部講師を招いてのセミナーや勉強会の開催、他のJILA研究会等との共催によるセミナーの開催など積極的に活動を行ってまいりました。

一言で「ダイバーシティ」といっても、様々な意味があり、性別、国籍などデモグラフィックに関する要因の表層的ダイバーシティの他、性格、価値観などに関する心理的要因の深層ダイバーシティ、職務能力や専門性などの仕事に関係する要因のタスク志向ダイバーシティ、さらに価値観など人間関係に関わる可能性が高い要因の関係志向ダイ

バーシティなど切り口は様々です。

当研究会では、いずれの意味におけるダイバーシティにも限定することなく、日々研究活動を行っています。

例えば、JILA20周年記念書籍へ寄稿する研究論文では、組織内弁護士を組織の中の1つの専門的機能と捉え、組織内弁護士の機能的ダイバーシティをテーマとする予定です。

今後も様々な視点や切り口でダイバーシティについて学び、研究を重ねてまいりますので、当研究会にご興味のある会員の皆様は、ぜひご連絡ください（当研究会幹部メンバーML：diversity\_exbd@jila.jp）。お待ちしております。

## GC/CLO研究会

GC/CLO研究会 座長

第9部会 会員

第6部会 会員

柏尾哲哉 坂本英之 進藤千代数

本研究会は、米国等のGeneral Counsel/Chief Legal Officer (GC/CLO) のように、上場会社等において弁護士が法務部門の責任者として取締役・執行役員レベルの役職に就任し、法務機能の強化を通じてビジネスの推進に貢献する事例を増やしていくためのアクションプランを検討し、提言を行うことを、その主要な研究目的とします。これまで現役GC/CLOへのインタビュー、報告書作成、他団体とのセミナー開催などの活動を行ってきております。GC/CLOの概念自体、経済産業省の関連報告書にも言及される等知名度が向上してきていますが、米国等と比べると

(特に上場会社で) GC/CLOを選任する例が極端に少なく、迅速な変化が必要な領域と考えています。今後、本研究会では上記目的達成のため (i) GC/CLOのテーマに関する知識・知見の集約、(ii) 若手弁護士に対する問題意識・知識・スキルの承継および (iii) 法曹を取り巻くステークホルダーとの協働を通じて、GC/CLO普及に向けたムーブメントを創り出していきたいと考えております。本研究会のメンバーも引き続き募集中です。ご興味がある方は、座長柏尾 (kashio@mac.com) および事務局進藤 (chiyokazu.shindo@hoganlovells.com) までご連絡ください。



海外事情研究会 座長

本間正浩

## 海外事情研究会

当研究会では、海外における組織内弁護士に関する議論の状況を学び、わが国における発展を期するという方針の下で、参考になる論考を選び、これを翻訳・公刊するという活動を行っています。

第1期の活動としては、Mary C. Dalyの「グローバル組織の法務活動における文化的、倫理的、法的課題：ゼネラル・カウンセルの役割 (The Cultural, Ethical and Legal Challenges in Lawyering for a Global Organization: The Role of General Counsel” 46 Emory L.J. 1057 (1997))」およびSarah Helene Dugginの「企業のインテグリティ

(Integrity) と専門家としての責任の推進の中核となるゼネラル・カウンセルの役割 (The Pivotal Role of the General Counsel in Promoting Corporate Integrity and Professional Responsibility, 51 St. Louis U. L.J. 989 (2006))」の翻訳を行いました。前者は神戸法学年報 (神戸大学)、後者は中央ロー・ジャーナル (中央大学) に掲載しています。

当研究会は第2期においても海外における組織内弁護士に関する優れた論文を翻訳・公刊する予定です。

## 社内弁護士実務スキル研究会

第3部会 会員  
白井勇介



当研究会では、社内弁護士独特のノウハウを身につけることで、社内で他者を説得し、適切にリスクコントロールできるようになることを目標に、活動しております。

2019年4月期は、JILAプラチナ会員である大手法律事務所様のご協力の下、各事務所での特別研修を実施しました。なお、2020年4月期は、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、実施を見送っております。

(主なテーマ)

- 中国ビジネス法務
- 株主提案に対する実務対応（ヨロズ株主提案仮処分事

件判決を踏まえて)

- いわゆる日本版「同一労働同一賃金」

過去の研修の感想については、当研究会の主宰である理事の芦原先生のブログをご参照ください (<https://ameblo.jp/wkwk224-vpvp>)。

今後の実施は未定ですが、詳細が決まりましたら、JILAウェブサイトおよびメーリングリストにてご案内します。

また、ここしばらくは大手事務所での特別研修を実施してまいりましたが、以前実施していたように、社内弁護士業務の実務を学ぶことも検討しております。

## パブリック・アフェアーズ研究会

第1部会 会員  
立花美奈子

パブリック・アフェアーズ研究会では、組織内弁護士が、対外コミュニケーションおよび交渉活動を通じて、立法過程、政策立案過程および業界ルールの策定過程など、各種ルールメイキングプロセスにおいて果たすべき役割を研究しています。

2020年度は「リスクマネジメントの視点で理解する公共政策の基礎」、「政府内の規制改革プロセスについて—規制改革推進会議を中心に」というテーマで研究会を開催いたしました。毎回各分野の最先端でご活躍の講師をお迎えし、多くの会員に参加いただいで活発な議論が行われておりま

す。今後も様々なテーマで研究会を開催する予定ですので、若手の方も積極的に参加していただければと思います。

また、パブリック・アフェアーズ研究会では、日頃から会員間での情報交換や意見交換も積極的に行われており、私にとって単に新しい知識を得るだけではなく、視野が広がり多くの気づきや刺激を受ける機会になっています。研究会の活動に興味のある方はお気軽にお問い合わせください (連絡先: [public\\_affairs\\_coremembers@jila.jp](mailto:public_affairs_coremembers@jila.jp))。

## リーガルオペレーションズ・テクノロジーズ研究会

第10部会 会員  
川口言子

私たちは2020年設立の若い研究会です。Legal Operations (LO) とは、Googleはじめ米国西海岸企業を中心に2000年代に広がった考え方で、法務部が最高の結果を出すための戦略を立案・実行すること全般を指します。米国ではこのLOは、lawyeringとは異なる専門分野となっています。2008年にLO専門家団体CLOCが立ち上がったほか、2014年ACCもLOセクションを設けました。法務部員が基本qualified lawyerで、job descriptionが明確に定められている米国と総合職を中心とした日本とは状況が少々異なります。が、変化激しく、不確実な世の中で、

Legal Techが発達し法務のデジタル化が進むなど、法務のコア機能も変わりつつある昨今、より自覚的に法務の組織運営・結果を出す方法・新たなコア機能を考える必要があることには変わりはありません。会員が属する各企業の現状・課題を学び合い、それを踏まえたLOのあり方をフリーディスカッション、論文を書くなどし、最終的には外部組織とも連携しながら日本らしいLO組織を立ち上げることも目標にしたいと思っています。よい戦略・組織論があって、それを実現するツールを使いこなす、LOプロフェッショナル集団を目指す旅を楽しんでいます。



副理事長／事務総長

梅田康宏

## 事務総長の役割

事務総長の所管する業務は多岐にわたっています。定款第58条第2項で「本協会の事務を掌理し、事務総局の職員を指揮監督する」と定められているほか、事務職制規則第3条で「本協会の会務に関する企画及び立案」(1号)、「本協会の会務に関する対外的折衝」(同2号)、「本協会内の各機関の間の連絡及び調整」(同3号)、「その他必要な事項」(同4号)を所管するとされています。また、会計処理規則第7条第2項は、理事長は事務総長に経理を行わせることができると定めています。

具体的には、新規事業計画策定、事務次長からの提案の

承認、新規発生業務の振り分け、定款および規程類の草案確認、理事会・会員総会・事務総局会議の運営管理、予算や支出の承認、業務出張の承認、会費滞納者の退会処分決定、事務総長通達の発出、理事長通達の発出代行、事務総局メンバーの採用と配置、会員管理業務・経理業務委託先の学会支援機構との調整、JILA監修出版物の企画と管理、メーリングリストの運営管理、その他JILAの活動を円滑に進めるための調整全般を行っています。

事務総局では常時メンバーを募集しています。将来のJILAを担う人材の応募をお待ちしています。



事務次長

國松 崇

## 岐路に立つ企画G

企画Gは、JILAの事務総局におけるグループ制度発足と同時に作られたグループで、「JILAの組織運営に関する企画立案を行い理事会に提案、その実施、事務局自体の管理等を行う」というのがオフィシャルな役割です。今では独立して1つのグループとなった、「賛助団体G」や「会報誌G」、あるいは現行JILA執行部の「部会長理事兼任体制」なども、当時企画Gに所属していたメンバーが立案した「賛助団体制度」、「会報誌発行企画チーム」、「部会フォーラム」が、それぞれ源流となっています。あとは、「JILAオフィシャル忘年会」や「新入会員歓迎会」、「JILA

部活動」など、会員間の相互ネットワークを支える様々なイベントの企画・運営も、企画Gの大切な仕事です。現在のJILAをまさに形作ってきた企画Gですが、残念ながら、今はコロナ禍の影響で、事実上その活動が休止している状態です。その中でも、何か会員の皆さんに喜んでもらえるような新しい試みができないかと悩んでいます。私の力が至らず、実現には至っていません。「新しい生活様式」の中で、企画Gが果たせる役割というものを、今改めて模索しています。ぜひ、皆さんからのご意見もお寄せください！



事務次長

鈴木杏奈

## 総務G一縁の下の力持ち

総務Gのお仕事は、①決議機関の運営、②統計資料等の作成、③各種マニュアル整備、④その他会員管理に関する窓口となっています。

①では、総会の運営を行っており、総務Gのお仕事の中で中心的な内容となります。準備の時期に入ると、議案をまとめたり、議決権の行使のお願いをしたりと1年で一番忙しいです。総会当日には定足数のチェックや議事録の作成を行います。その他、事務総局会議の運営も行います。②では、企業内弁護士のアンケートを行った上で分析した資料を公表しています。③については、総務Gのお仕事が

安定的に引き継がれるように、今までの経験をマニュアル化しています。

総務Gは、事務総局内の他のグループと比べると地味です。会員の皆様の目に届かないところでJILAの運営がスムーズにいくようにお手伝いさせていただいています。私が加入したときには、当時の伊藤事務次長がお1人でJILAのために奔走されていました。

伊藤事務次長の後を引き継ぎ、総務Gは少しメンバーも増えました。梅田事務総長の下、縁の下の力持ちとなって活動しています。ぜひ皆様のお力をお貸しください！

## 財務Gの紹介

みなさんこんにちは、財務G担当の事務次長の中野です。財務Gでは、日常的な活動として、JILAの入出金の確認、事務作業を委託している学会支援機構との財務に関する活動の連携、帳簿の作成等を行っています。また、年度末には予算案の作成や決算書の作成、税務関係の作業や監事監査の受審などを行っています。

私が、JILAで財務Gに関わり始めたのは10年以上前ですが、最初は年間数十万円の入出金記録をきちんとつけることが主な財務としての作業でした。しかし、その後、会員数の急増や会費制の導入によって、財務Gの作業量が

事務次長  
中野竹司



数倍になり隔世の感があります。事務総局全体の作業も膨大なものになったので事務総局業務のアウトソーシングを行うこととなり、準備作業などで事務総長をサポートしました。財務Gの活動を通じて、JILAの活動、ひいては組織内弁護士の活動が拡大していることを実感しています。

財務Gは、事務総局の中でより裏方のグループですが、常にJILA会員の方に助けられていることを実感しています。今後とも、JILAの活動へのご協力をお願いいたします。

## 賛助団体Gの活動内容

JILAでは、2015年度より、JILAの設立趣旨・目的および活動にご賛同いただき、経済的にご支援をいただける賛助団体様の募集を開始いたしました。大変ありがたいことに、2020年11月時点では合計49の団体様に賛助団体としてご加入いただいております。

私たち賛助団体Gの役割は「賛助団体様との渉外、協力関係の維持・構築等」であり、具体的活動としては、①賛助団体制度に関するお問い合わせへの対応、②JILA会員の皆様と賛助団体様との交流、情報交換の場の設定（JILA公式イベントの賛助団体様へのご案内など）、③賛助団体

事務次長  
坪川哲也

様向け各事業年度の概要報告書の作成などを行っております。情報交換に関する取組みとしては、一定の条件の下、賛助団体様にもご投稿いただけるメーリングリストを創設したところ、毎月多くの賛助団体様より幅広い分野における有益な情報を配信いただけており、JILA会員からも好評をいただいております。

2021年8月のJILA設立20周年という記念すべき節目に向け、JILA会員の皆様のお役に立ち、賛助団体様との協力関係もより強化できるような取組みについて引き続き検討してまいります。

## オンラインGの活動内容の紹介

JILA事務総局オンラインGです。本グループは、編集Gの役割が拡大したため、2019年に広報GとオンラインGに独立して誕生した新しいチームです。

【何をしてるの?】：ミッションは各組織のEmpowerです。JILA公式のHPの管理・改善や、公式HPのオンラインジャーナルの記事を監修し、情報発信を通じ会員の皆様に幸せにすることを目指しています。紙媒体の機関紙とはまた違った趣きで、オンラインならではの情報発信を目的としています。活動実績としては、JILA公式HPのリニューアル（2019年5月）、JILAオンラインジャーナルリリース（2020

第3部会 会員  
森 正弘



年4月)計5本の記事を公開済みです (<https://jila.jp/online>)。

【どんなところ?】：とにかくフラットです。各メンバーがその時々での自由な発想で、何が会員の皆様にとって価値のある情報かを議論しながら、毎回のオンライン記事のテーマを選定し、当該テーマならではの執筆者の先生に依頼をし、記事の監修を行っております。

【今後の展望は?】：コロナ禍で、様々な環境が激変し、組織内弁護士として求められる仕事の質も変化してきています。そのような変化に即応できるような、オンラインならではの機動性を活かした企画・運営を行ってまいります。

## メルマガGの紹介

JILA事務局次長の森田慈心と申します。JILA通信を担当しております。同通信では、JILA主催の研修会の案内をはじめ、各委員会、研究会、部会、支部での活動内容、JILA会員が執筆された書籍や論文の紹介等の他、賛助団体様のご紹介も行っております。さらにインハウスローヤーの採用を考えておられる企業、団体における人材採用募集の告知も行っております。最近では、お便り紹介のコーナーを設け、在宅勤務中の変化や感じた思い、浮き彫りになった問題やその対処方法等についての皆様からのお便りを紹介しております。

## 広報Gの紹介

本誌をお読みの皆様、こんにちは。JILA広報G事務局次長の山本です。

広報Gの仕事は、大きく分けて、①この会報誌JILAを年2回編集・発行すること、②理事長声明発表時や政府の会議体に意見書を提出した際にプレスリリースを出すこと、③メディアからの取材依頼に対応することの3つです。

会員の皆様や賛助団体の皆様にとってJILAに参加するメリットは数多くありますが、①の会報誌は、目に見えるわかりやすいベネフィットの1つだと思っています。創刊号を発行して5年余、賛助団体の皆様に広告掲載のご協力

事務局次長

森田慈心

ところで、JILA通信の編集を担当するメルマガGは、私その他7名のメンバーで構成され、グループリーダーである株式会社ワコールホールディングスの熊野敦子さんを中心に、メンバー全員が精力的に活動を行っています。今後も「読みたくなるようなメルマガ」を目指してまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



事務局次長

山本晴美

をいただきながら、毎度「JILAらしい」「ここでしか読めない」トピックをご紹介します。②・③については、JILAは規制改革推進会議等に出席するなど、最近では法律家の一団体としてのプレゼンスが高まりつつあり、メディアからの取材依頼が増えているように感じます。

我々広報Gのメンバーは10名で、東京以外から参加しているメンバーや子育て中のメンバーがいます。皆本業で忙しい中、Zoomやメールでコミュニケーションを取りながら、進めているところです。ご興味のある方はぜひ、編集後記下部の連絡先よりお知らせください。

### 【会報誌JILA No.1～No.10】



## 関西支部

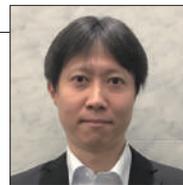
関西支部は、2006年1月に片岡詳子さんを初代支部長として発足し、2021年1月で15周年を迎えました。当初は少人数だった会員数は、年々増加し続けて、200名程度にまで達しています（2020年6月時点）。

関西支部における主な活動は定例会です。基本的に毎月開催し、テーマとしてインハウスの実務やキャリア形成に有益な内容を取り上げています。クロードで「参加者の“顔の見える”規模感」ですので、講師から他では聞けない踏み込んだ説明をいただけることも珍しくありません。他方、テーマによっては事務所弁護士も関心を持つものがありますので、年に1、2回程度は大阪弁護士会と共催し、事務所弁護士にも参加いただいています。

定例会後には懇親会を開催し、講師を交えて会員間の親睦を深める機会となっています。年末には忘年会を開催し、会員から提供いただいた所属企業の商品やノベルティ等を景品として、クイズやゲームで盛り上がったりしています。

このほか、他団体との関係では、公認会計士協会近畿会

関西支部長  
中室祐



の組織内会計士と交流し、定例会を共催したり、相互に講師を派遣したりしています。また、大阪弁護士会ではインハウスの視点から研修義務や公益活動義務の見直しに向けた検討が行われていますが、こうした取組みを支援する活動も行っています。

最近ではワークショップ等の参加型企画の定例会、英文契約勉強会、新型コロナウイルスの影響でオンライン開催に切り替えた定例会への他支部からのご参加など、新たな取組みにも挑戦しています。今後も、“顔の見える”関係や和気あいあいとした雰囲気といった関西支部の良さを大切にしつつ、発展していければと考えています。本会や他支部の会員の皆さんも、ぜひ関西支部の定例会にお越しください！

(なかむろ ゆう)

関西電力株式会社総務室法務総括グループ マネジャー 弁護士。  
1999年関西電力株式会社に入社。同社在職中に旧司法試験合格。  
2009年弁護士登録（62期）。法律事務所や子会社への出向等を経て現職。

## 東海支部

### 1 はじめに

東海支部は、2008年4月に設置され、現在会員数55名となっています（2020年8月時点）。まだまだ小規模な組織という特性を踏まえ、種々の取組みを行っています。

### 2 主な取組み

支部会員同士の交流機会として定例会を行っています。最近では、テレワークにおける法務業務をテーマに情報交換を行いました。また、経営法友会や組織内公認会計士協会のセミナーへの参加など、他団体とも交流しています。

また、名古屋大学や愛知大学とオープンセミナーを共催するなどして、法科大学院生に、組織内弁護士の魅力を伝え、認知度の向上を図る活動を継続しています。

東海地区の弁護士に対しても、同様の活動を継続しています。昨年度も、愛知県弁護士会と若手・修習生向け情報交換会を共催するほか、榊原理事長による愛知県弁護士会への表敬訪問の場にて、意見交換を行いました。

東海支部長  
永田明良



### 3 東海支部の活動をのぞいてみてください

コロナ禍が続き、様々な制約もある中、オンラインなど新たな手法も活用し、引き続き定例会など実施していく予定です。有意な時間となるような企画を考えていきますので、ぜひ一度のぞいてみてください。



(ながた あきら)

株式会社十六銀行リスク管理部。JILA理事、東海支部長。2009年7月弁護士登録（61期）。同行コンプライアンス統括部および融資部、財務省中国財務局金融証券検査官を経て、現職。2019年公認AMLスペシャリスト（CAMS）資格認定。



九州支部長  
**笠置泰平**

## 九州支部

九州支部は、組織内弁護士の人数、採用社数、JILA会員数のいずれの点でも、近年、増加傾向にはありますが、未だに他支部と比較すると小規模で、支部会議を開催しても参加する会員が10名以下となるなど、その活動も活発とは言えません。また、九州支部として活動する際にも、福岡県の会員が中心となっており、九州支部管内の他県の会員との交流が十分ではありません。特に2020年は、コロナ禍により、オフラインでの会議の実施が困難となったこともあり、支部会議の開催ペースが半年に一度に落ち込むなど活動が停滞いたしました。

他方で、コロナ対策でテレワークやWeb会議が急速に普及したことにより、遠隔地での会議にも気軽に参加しやすくなっております。

九州支部といたしましては、これを好機と捉え、現在、支部会議をWeb会議で開催した上、簡易な議事録をメーリングリストで展開するなどして、九州支部内の交流を促進し、会員間で認識を共有することはもちろん、共同

Web会議を実施することなどを通じて他支部との連携を強化することを目標としております。

他支部との連携の強化に関しましては、具体的には、2021年1月に中国四国支部との共同Web会議を実施しており、その後も、九州支部の支部会議に他支部会員の方を講師としてお招きすることを企画したり、東海支部と共同Web会議を実施する方向で協議を進めたりしているところです。

他支部との連携のあり方について模索している段階ではありますが、九州支部との連携にご興味のある方がいらっしゃいましたら、気軽にお声がけいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

(かさぎ たいへい)

都内法律事務所で弁護士(4年)、その後、国土交通省大臣官房監察官(2年半)、公正取引委員会事務局審査局審査専門官(2年)を経て、令和元年5月から福岡市内法律事務所で弁護士として勤務。



中国四国支部長  
**小田弘昭**

## 中国四国支部

JILA会員の皆様、初めまして。この度、中国四国支部の活動状況と今後の抱負について簡単にご紹介させていただきます。

当支部は、平成29(2017)年2月24日に、岡山市内のホテルにて設立総会が開催され、岡山、広島、山口から総勢11名の会員が参加して、同日設立されました。

当時、中国・四国地方は組織内弁護士の登録が増加していたことから、独自の勉強会や交流会などを随時開催し、会員のより一層の活動の充実を図ることを目的として新たに当支部が設立されました。

このように、設立当時は、大きな展望を掲げておりましたが、現実的には、当支部を構成する地域が広く、遠方の会員もいらっしゃるため、なかなか会員が集まる行事を開催することはできておりませんでした。それでも、これまでに岡山大学大学院法務研究科との共催により外部講師を招いての研修を数回行い、昨年度は、久しぶりに懇親会が広島で開催され、当支部会員のほか、JILA会員ではない

組織内弁護士の方も数名参加され賑やかな催しとなりました。また、昨年11月には外部講師を招いての研修も行われました。

本年度も、引き続き研修・懇親会を行う予定でしたが、コロナ禍の中で会員が集まったのイベントは困難で未だ開催できておりません。年明けには、Zoomを利用して、九州支部との意見交換会を実施しましたが、今後はそれを契機に遠隔地でも懇親・情報交換を活発に行えるよう工夫した取組みを企画したいと考えております。

(おだ ひろあき)

2009年3月 岡山大学法科大学院卒業  
2012年1月 弁護士登録(岡山弁護士会・64期)  
2012年1月 株式会社中国銀行(～2016年3月)  
2016年4月 和田・小田法律事務所(～現在)

# データから見るインハウスローヤー

## 1 JILA沿革

2001年 8月	「インハウスローヤーズネットワーク」として創立
2001年 9月	企業内弁護士の人数と所属企業に関する調査を開始
2004年 6月	書籍『インハウスローヤーの時代』（日本評論社）を出版
2005年11月	第1回「インハウスローヤーセミナー」を開催
2006年 1月	名称を「日本組織内弁護士協会」に変更、関西支部を開設
2006年10月	会員数が50名に到達
2009年 5月	書籍『最新 金融商品取引法ガイドブック』（新日本法規）を出版
2011年 8月	書籍『契約用語使い分け辞典』（新日本法規）を出版
2013年11月	書籍『事例でわかる問題社員への対応アドバイス』（新日本法規）を出版
2015年 2月	会員数が1,000名に到達
2015年11月	会報誌「JILA」創刊
2016年10月	第100回「インハウスローヤーセミナー」を開催
2020年 9月	会員数が1,805名

## 2 企業内弁護士の男女別人数

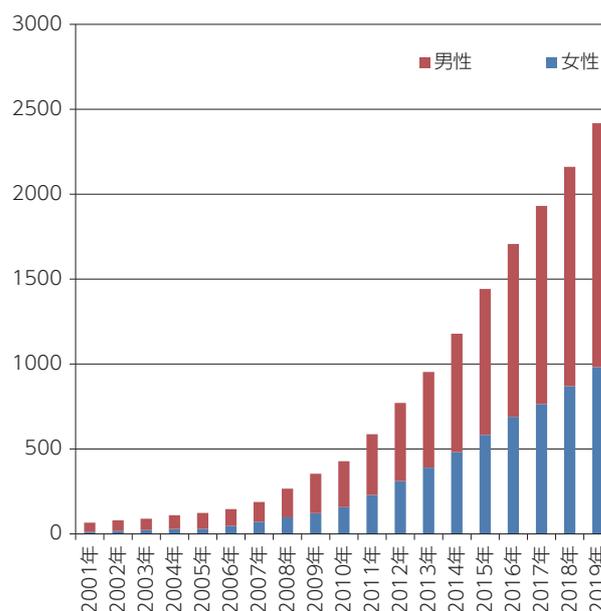
企業内弁護士の男女別人数（2001年～2019年）

		女性	男性	合計	
2001年 9月	13	19.7%	53	80.3%	66
2002年 5月	18	22.5%	62	77.5%	80
2003年 3月	23	25.8%	66	74.2%	89
2004年 3月	29	26.4%	81	73.6%	110
2005年 5月	30	24.4%	93	75.6%	123
2006年 6月	47	32.2%	99	67.8%	146
2007年 6月	71	37.8%	117	62.2%	188
2008年 6月	97	36.5%	169	63.5%	266
2009年 6月	122	34.5%	232	65.5%	354
2010年 6月	157	36.7%	271	63.3%	428
2011年 6月	229	39.0%	358	61.0%	587
2012年 6月	311	40.3%	460	59.7%	771
2013年 6月	390	40.9%	563	59.1%	953
2014年 6月	482	40.9%	697	59.1%	1,179
2015年 6月	583	40.4%	859	59.6%	1,442
2016年 6月	689	40.4%	1,018	59.6%	1,707
2017年 6月	764	39.6%	1,167	60.4%	1,931
2018年 6月	869	40.3%	1,290	59.7%	2,159
2019年 6月	982	40.6%	1,436	59.4%	2,418

※2019年6月に弁護士登録されている全弁護士41,095名のうち、女性弁護士は7,739名（18.8%）

（出所）日本組織内弁護士協会調べ（2019年9月）

企業内弁護士の男女別人数グラフ（2001年～2019年）



## 3 企業内弁護士が所属する弁護士会

2001年9月

弁護士会	人数
東京	9
第一東京	24
第二東京	30
大阪	2
広島	1
総計	66

2019年6月

弁護士会	人数	弁護士会	人数
東京	845	新潟県	7
第一東京	580	仙台	6
第二東京	579	埼玉	5
大阪	161	三重	4
京都	49	岐阜県	3
愛知県	45	愛媛	2
兵庫県	31	富山県	2
神奈川県	18	群馬	2
岡山	12	栃木県	2
静岡県	12	長野県	2
千葉県	10	熊本県	2
福岡県	10	茨城県	1
沖縄	9	香川県	1
札幌	8	滋賀	1
広島	7	島根県・奈良	1
総計			2,418

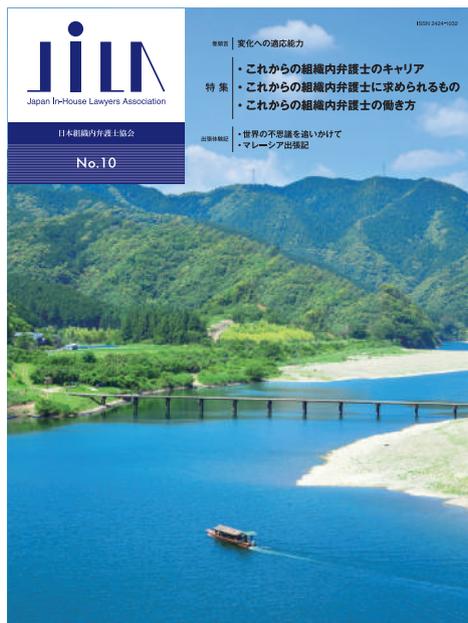
（出所）日本組織内弁護士協会調べ（2018年6月）

#### 4 各弁護士会の組織内弁護士に対する措置

	公務員の会費		公益活動義務	継続研修
	任期付き	任期なし		
東京 (845/8471) 10%	日弁連・東弁推薦・要請による 公務員：全額免除 それ以外の公務員：半額免除	減免措置なし	JILA理事・監事・事務総長・事務次長は免除	義務なし
第一 (580/5501) 10.5%	減免措置なし	減免措置なし	減免措置なし	義務なし
第二 (579/5610) 10.3%	地方公務員および日弁連・二弁推薦の国家公務員：全額免除	減免措置なし	JILA理事・監事・事務総長・事務次長およびJILA公式のセミナー等での研修講師は免除	義務あり JILA研修を認定
大阪 (161/4638) 3.5%	2分の1減額	減免措置なし	減免措置なし	義務あり JILA研修の認定なし

(出所) 数字は企業内弁護士数/登録弁護士数 (2019年6月JILA調べ)

#### 5 会報誌 “JILA”



### 会報誌 “JILA”

会員向けの会報誌として年に2回発行。全会員に郵送している。

JILAの活動や執行部の動向、会員執筆の論考、調査研究結果などを掲載。

#### 6 2020年9月末日時点の部会別会員数

第1部会 (鉄鋼・繊維・化学等)	115名
第2部会 (銀行・証券・金融等)	294名
第3部会 (通信・メディア・エンタメ等)	299名
第4部会 (行政庁・地方公共団体等)	219名
第5部会 (機械・電気機器等)	200名
第6部会 (医薬・医療等)	143名
第7部会 (不動産・建設・エネルギー等)	147名
第8部会 (食品・印刷・物流その他)	167名
第9部会 (生命保険・損害保険等)	76名
第10部会 (商社・コンサル等)	145名
総計	1,805名



SEOUL OFFICE

BEIJING OFFICE

HO CHI MINH OFFICE

HANOI OFFICE

Lee&Ko法律事務所は、1977年の設立以来、豊富な経験と専門性を有する韓国を代表するローファームとしての高い評価を得ています。

760名を超える韓国弁護士・外国弁護士  
その他専門家が80の専門チームに所属し、  
専門チームの緊密な協力により、  
国内外の企業法務のあらゆる分野について  
日本語にてワンストップサービスを提供しています。

LEE&KO 法律事務所（法務法人(有)広場）

ソウル中区南大門路63韓進ビル 04532 代表電話：+82-2-772-4000 FAX：+82-2-772-4001/2 WWW.LEEKO.COM

日本チーム 弁護士 崔在勲(チェ・ジェフン)電話：+82-2-2191-3119 E-MAIL：[hun@leeko.com](mailto:hun@leeko.com)

日本チーム 弁護士 朴珉永(パク・ミニョン)電話：+82-2-772-4224 E-MAIL：[myp@leeko.com](mailto:myp@leeko.com)

# Lee & Ko

## KNOWING OUR CLIENTS, FINDING SOLUTIONS

---

Respected and trusted law firm in Korea  
Team of renowned experts in every field

One Stop Service through collaboration of highly  
skilled experts providing practical solutions



# 知られざる官庁食堂の世界 第二弾 in名古屋

第4部会 会員

小川 徹

カジュアル記事担当の小川です。

今回は、名古屋地裁に出廷された際の裁判所周辺の飲食店の食レポを独断でしたいと思います。いずれも、一般客として入店できるお店ばかりですので、食事場所に困った際には、ぜひ参考してみてください。

## (1) 名古屋地方裁判所 地下食堂

○食べたもの：大名天井 650円

裁判所地下にある食堂です。私が食べた大名天井（毎週木曜日の限定メニュー）は、井からはみ出るほどの大きさの穴子の天麩羅がご飯の上に乗っていて、地元テレビでも時々紹介される人気メニューです。

## (2) 愛知県弁護士会館1階 サロンドほん丸

裁判所と連結している愛知県弁護士会にある喫茶店です。鉄板に乗せられたナポリタンやカレーオムライスなど、喫茶メニューが充実しています。

## (3) 名城病院最上階 西洋フードKKR

名古屋地裁本庁舎の1つ東側の区画にある名城病院最上階の飲食店です。修習生時代も時々利用していました。名古屋城の天守閣を眼前に見ることができ、あたたかも展望レストランのような装いです。メニューは洋食が中心です。昨今のコロナ渦で、病院に入りづらいという難点がありますが、味は美味しいと思いますし、気分転換にはお勧めです。



## (4) 桜華会館 旬彩処かのう

○食べたもの：牡蠣フライ定食 880円

名古屋家裁の東側に隣接する桜華会館という建物にある飲食店です（後で紹介する喫茶さくらも同じです）官庁の食堂よりは若干値段が高めですが、数種類のできたてランチを1,000円以内で食べられる点で、良心的ではないかと思います。私も時間に余裕があるときに、ときどき利用しています。

## (5) 桜華会館1階 喫茶さくら

名古屋地裁周辺で、店内で喫煙ができる数少ない飲食店の1つです。昭和のレトロな雰囲気があり、数種類のランチサービスのほか、サンドイッチ、デザート、ドリンクなどのメニューも豊富に取りそろえています。

## (6) KKRホテル1階 アヴァンセ

○食べたもの：天麩羅定食1,250円

名古屋地裁本庁舎の1つ西側の区画にあるレストランです。ひつまぶしやみそかつなど、各種名古屋飯を取りそろえています。裁判所や弁護士会館に近いということもあって、弁護士もよく利用しています。

## (7) その他 名古屋城金シャチ横町

名古屋地裁本庁舎の北側の大通りを越えて、10分ほど北進すれば、最近できた名古屋城内の飲食店街があります（無料エリアです）。純和風の町並みをイメージして作られ、各種飲食店（名古屋飯を含む）が立ち並んでいます。



(おがわ とおる)

名古屋法務局訟務部。司法修習63期。名古屋市内の法律事務所、国税不服審判所名古屋支部、特許法律事務所樹樹を経て現職。JILA事務次長補佐。

# 株式会社LIXILの 社員食堂ご紹介

第7部会 会員

鈴木由里

カジュアル記事担当の鈴木です。

今回は、私が現在所属する株式会社LIXILの社員食堂を紹介いたします。

## (1) PASEO

LIXILの主たる社員食堂の1つ。LIXILの自社ビルは、風棟、光棟、星棟と3棟ありますが、PASEOはそのうち光棟の1Fにある食堂です。下記の写真だと小さくて見えないかもしれませんが、銀座スエヒロとコラボしていて、社内では一番人気の食堂に思われます。私が取材したときに、本当はかつ丼を食べたかったのですが、売り切れていたのでスエヒロカレー(380円)を食べました。カレーもとても美味しかったです。



## (2) こもれび

光棟にある、カフェを併設した社員食堂です。ここは、一般の方も利用することができ、夜にはお酒も出ます。したがって、昼間はここでミーティングをしたり、夜はここで飲み会をしたりと、シーンによって使い分けが可能になっています。

さらに、この食堂では夜食も出ます(現在はコロナのため中止のはず)。一度だけ、遅くまで残る必要があった際、ここの夜食(ちなみにその日のメニューは豚の生姜焼き)を利用しました。味も家庭的で美味しく、野菜や副菜もありお得なメニューでした。

## (3) その他

風棟に1つ、星棟にも1つ食堂があります。

まず、風棟の食堂は席数としてはLIXILでは最も大きな席数を有する社員食堂で、メニューも麺類、定食、カレー、お惣菜等、いろいろ揃っています。

次に、星棟の食堂は現在コロナの影響で営業中止になっていいますが、ここで買えるパンは結構美味しいと社員の中では評判になっているようです。

## (4) まとめ

本当は、星棟の社員食堂をもう少し詳しくご紹介したかったのですが、コロナの影響でLIXILは原則リモートワークとなり、それに付随して当該食堂は営業停止となってしまい、掲載を断念いたしました。なお、当該食堂は見晴らしがよく非常に明るい雰囲気、個人的には一番おすすめの社員食堂です。

以上、LIXILの社員食堂を簡単にご紹介させていただきました。また、コロナが収まりましたら他社の皆さまの社員食堂にも取材に行きたいと思っておりますので、会員の皆さま、引き続きご協力のほどどうぞ宜しくお願いいたします!



(すずき ゆり)

第一東京弁護士会、株式会社LIXIL ビジネス法務部、JILA第7部会所属。  
第69期司法修習、広告代理店での1人法務を経て現職。

# 賛助団体への御礼とご紹介

JILAでは、設立の趣旨にご賛同・ご支援いただける賛助団体（スポンサー）を募集しています。

多くの賛助団体の皆様のご支援の下、当会は、組織内弁護士の普及促進のため、充実した活動を行うことができております。ここに、2020年度賛助団体の皆様（2021年1月1日現在）をご紹介させていただくとともに、賜ったご支援に厚く御礼申し上げます。

また、賛助団体にご興味を持たれた団体の方がいらっしゃいましたら、本誌巻末の「お問い合わせ」までご連絡いただくか、JILAオフィシャルサイトの賛助団体制度紹介ページ（[http://jila.jp/official\\_sponsor/index.html](http://jila.jp/official_sponsor/index.html)）をご参照ください。

## プラチナスポンサー

## PLATINUM SPONSORS

西村あさひ法律事務所  
NISHIMURA&ASAHI

西村あさひ法律事務所

長島・大野・常松 法律事務所  
NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松法律事務所

EY Building a better working world  
新日本有限責任監査法人

EY新日本有限責任監査法人  
Forensic & Integrity Services (Forensics)

ANDERSON  
MORI &  
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

pwc

PwCアドバイザリー合同会社

LegalForce

株式会社LegalForce

## ゴールドスポンサー

## GOLD SPONSORS

MS-Japan

株式会社MS-Japan

Linklaters

外国法共同事業法律事務所  
リンクレーターズ

RGF  
Executive Search Japan

RGFタレントソリューションズ株式会社

## シルバースポンサー

## SILVER SPONSORS

Baker  
McKenzie.

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所（外国法共同事業）

Lee  
&Ko

Lee&Ko法律事務所  
（法務法人広場）



北浜法律事務所  
KITAHAMA PARTNERS

北浜法律事務所

tmi  
ASSOCIATES

TMI総合法律事務所

TMI総合法律事務所



シティニューワ法律事務所

シティニューワ法律事務所

GVA

GVA法律事務所

HIBIYA PARK LAW OFFICES

日比谷パーク法律事務所

LCC  
Legal & Career Coordinator

株式会社LCC

大江橋法律事務所  
OH-EBASHI

弁護士法人  
大江橋法律事務所

orrick

オリック・ヘリントン・アンド・  
サクリフ外国法事務  
弁護士事務所  
オリック東京法律事務所・  
外国法共同事業



岩田合同法律事務所



ホーガン・ロヴェルズ  
法律事務所  
外国法共同事業



きっかわ法律事務所



ジョーンズ・デイ法律事務所  
(外国法共同事業)

WHITE & CASE

ホワイト&ケース外国法事務  
弁護士事務所・  
ホワイト&ケース法律事務所  
(外国法共同事業)



株式会社C&Rリーガル・  
エージェンシー社



牛島総合法律事務所



デビボイス・アンド・  
プリンプトン  
外国法共同事業法律事務所



弁護士法人  
大野慶樹法律事務所



スクワイヤ外国法  
共同事業法律事務所



狛・小野グローバル法律事務所  
法律事務所



ピルズベリー・ウィンスロップ・  
ショー・ピットマン法律事務所・  
外国法共同事業



GT東京法律事務所



ゾンデルホフ&  
アインゼル  
法律特許事務所



アデコ株式会社



MDD FORENSIC  
ACCOUNTANTS



平山法律事務所



メイヤー・ブラウン  
外国法事務弁護士事務所



日本商事仲裁協会



Legal Technology



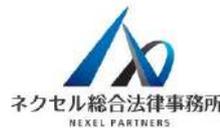
創英国際特許法律事務所



ベリーベスト法律事務所



ウエストロー・ジャパン  
株式会社



ネクセル総合法律事務所



森・濱田松本法律事務所



新日本法規出版株式会社



神戸大学大学院法学研究科  
トップローヤーズ・プログラム



法務法人(有限)太平洋



株式会社きんざい



堂島法律事務所



キャリアインキュベーション  
株式会社

## 新入会員紹介

2020年4月1日～2020年11月30日にJILAに入会された皆様をご紹介します。

これからも、日本全国の幅広い分野において活躍されている会員の皆様と共に、日本における組織内弁護士の普及促進に励んでまいります。会員の皆様におかれましては、今後ともご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

(敬称略・原則として入会申込書記載内容に基づく)

氏名	所属組織	弁護士会	修習期	部会
◎ 正会員				
上山 直也	株式会社バルカー	東京	65期	第1部会
相原 友里	富士フィルムホールディングス株式会社	第一東京	66期	第1部会
橋場 雄貴	東レ株式会社	東京	69期	第1部会
藤田 泰史	共英製鋼株式会社	大阪	71期	第1部会
大澤 俊行	三菱UFJリース株式会社	東京	58期	第2部会
善家 啓文	ゴールドマン・サックス証券株式会社	第一東京	60期	第2部会
松岳 祥児	株式会社リオ・アセットマネジメント	第二東京	61期	第2部会
北嶋 祐介	三菱UFJリース株式会社	東京	63期	第2部会
細田 大貴	野村證券株式会社	第二東京	65期	第2部会
古川 ひとみ	SMBC日興証券株式会社	第二東京	66期	第2部会
三村 茂太	株式会社IDIインフラストラクチャーズ	第二東京	67期	第2部会
飯田 聖実	近畿労働金庫	大阪	67期	第2部会
加賀田 俊将	三井住友信託銀行株式会社	東京	68期	第2部会
松葉 優子	マネックス証券株式会社	東京	68期	第2部会
井上 浩志	イオンクレジットサービス株式会社	千葉県	69期	第2部会
川野 仁	奥野総合法律事務所	東京	69期	第2部会
大道寺 俊幸	日本産業パートナーズ株式会社	東京	69期	第2部会
稲葉 清二	株式会社山口フィナンシャルグループ	福岡県	71期	第2部会
比嘉 隼人	アセットマネジメントOne株式会社	東京	71期	第2部会
呉 眞瑛	三井住友信託銀行株式会社	東京	71期	第2部会
山口 雄	株式会社IMAGICA GROUP	東京	58期	第3部会
森本 昌志	アマゾンジャパン合同会社	第一東京	60期	第3部会
西岡 泉	NECネットエスアイ株式会社	東京	64期	第3部会
長谷川 敬洋	Uber Japan株式会社	第二東京	64期	第3部会
佐竹 亮	弁護士ドットコム株式会社	東京	65期	第3部会
世古 修平	LINE株式会社	第二東京	66期	第3部会
今井 健仁	株式会社FiNC Technologies	第二東京	67期	第3部会
植松 大雄	ひかり総合法律事務所	第二東京	68期	第3部会
山田 友幸	GMOクリエイターズネットワーク株式会社	福岡県	68期	第3部会
梅岡 哲士	株式会社WOWOW	東京	68期	第3部会
宇根 駿人	株式会社スペースマーケット	第二東京	69期	第3部会
中島 和也	GMOペパボ株式会社	東京	69期	第3部会
森田 大夢	株式会社ココナラ	第二東京	69期	第3部会
福竹 亮	株式会社ミラティブ	第二東京	70期	第3部会
丁村 香緒里	株式会社ミックウェア	兵庫県	70期	第3部会
若松 牧	株式会社Zeals	第二東京	70期	第3部会
大川 遥	株式会社レアゾン・ホールディングス	第二東京	71期	第3部会
金城 裕樹	ベルフェイス株式会社	第二東京	72期	第3部会
有吉 孝太郎	株式会社Cygames	第二東京	72期	第3部会
清水 勇作	株式会社ビットキー	第一東京	72期	第3部会
藤森 卓也	日本放送協会	第二東京	弁護士法5条	第3部会
金子 宰慶	南相馬市役所	福島県	47期	第4部会
平野 正也	川越市役所	埼玉	63期	第4部会
飯田 隼矢	新潟市役所	新潟県	64期	第4部会

氏名	所属組織	弁護士会	修習期	部会
加藤 卓	農林水産省	大阪	68期	第4部会
大沼 和広	航空自衛隊	東京	弁護士法5条	第4部会
佐藤 晃一	日産自動車株式会社	神奈川県	60期	第5部会
塩谷 尚子	エーザイ株式会社	第二東京	62期	第6部会
本間 隆浩	株式会社LIXIL	第二東京	60期	第7部会
上原 千尋	株式会社グランドウース	大阪	63期	第7部会
竹田 奈穂	アルインコ株式会社	大阪	64期	第7部会
三上 志帆	大阪ガス都市開発株式会社	大阪	64期	第7部会
春田 大吾	三井不動産株式会社	第一東京	65期	第7部会
岩船 雅樹	リニューアブル・ジャパン株式会社	東京	71期	第7部会
平田 彩子	株式会社ヤクルト本社	第一東京	54期	第8部会
石井 勇策	ヤマトホールディングス株式会社	東京	60期	第8部会
馬場 恵理	サントリーホールディングス株式会社	東京	62期	第8部会
永嶋 真倫	パーク24株式会社	東京	62期	第8部会
堀口 直紀	亀田製菓株式会社	第二東京	64期	第8部会
小倉 佳乃	株式会社ファーストリテイリング	東京	68期	第8部会
馬淵 洋介	株式会社ローソン	第一東京	68期	第8部会
本田 康朗	株式会社ヤマダホールディングス	群馬	69期	第8部会
竹澤 嘉将	パーク24株式会社	第一東京	70期	第8部会
杉原 朱嶺	株式会社アシックス	兵庫県	70期	第8部会
和智 真美	株式会社ファンケル	神奈川県	71期	第8部会
植西 剛大	株式会社植西運送	愛媛	72期	第8部会
岡田 智恵	パーソルテンプスタッフ株式会社	第一東京	72期	第8部会
三浦 志帆	アニコム損害保険株式会社	東京	64期	第9部会
井村 祐也	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京	65期	第9部会
川口 祐加	アクサ損害保険株式会社	第一東京	68期	第9部会
藤田 唯乃	三井物産株式会社	第二東京	68期	第10部会
稲垣 柚紀	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	第一東京	69期	第10部会
森下 亜優	株式会社山善	大阪	71期	第10部会
山崎 昂志	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社	第二東京	72期	第10部会
● 準会員				
佐野 俊明	弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所	福岡県	62期	第2部会
尾下 大介	株式会社東京証券取引所	第一東京	62期	第2部会
小森 蘭子	元：みずほリース株式会社	第一東京	68期	第2部会
小林 咲花	KDDI株式会社	第二東京	62期	第3部会
大西 ひとみ	元：株式会社電通	第一東京	67期	第3部会
今井 基貴	内閣府	第二東京	64期	第4部会
辻本 直規	農林水産省	東京	65期	第4部会
中井 崇一郎	元：金融庁	第一東京	66期	第4部会
服部 有紀	元：株式会社東芝	第二東京	65期	第5部会
三橋 友紀子	ヤンセンファーマ株式会社	第二東京	52期	第6部会
● 非登録会員				
荻野 真吾	国土交通省		62期	第4部会
林 陽充	河内長野市役所		66期	第4部会
笹本 裕人	三鷹市役所		67期	第4部会
風間 喬平	経済産業省		68期	第4部会

## 編集後記

テレワークが始まってから毎日がマンネリでしたが、ひょんなことから家を建てることになりました。間取りを考えるだけで毎日楽しいですが、テレワークで持ち帰った本の山が新居に入るのかとても心配です。(山本)

今回の企画では、通常接点のない業界・部会の方とより多くコンタクトをとることとなりました。皆さまの個性と独創性あふれる視点からの質問、提案が多々あり、素人編集者としては、刺激的で勉強になりました。(永盛)

まだまだ弊社でもテレワークが続いており、プライベートでも外出を控える毎日です。最近、ジョジョの奇妙な冒険に完全にハマりましたが、それがとてもよい息抜きになっています。鬼滅の刃も読み始めようか考え中です。(鈴木)

今回の企画をきっかけに、改めて名古屋地裁周辺の飲食店をリサーチしてみたところ、まだ知らない官庁の食堂があることを知りました。身近なことでもアンテナを張りめぐらしておくことで、新たな発見につながるということに改めて気づかされ、日々のアンテナを再度張りめぐらしておかなくてはと思いました。(小川)

2020年は遠方に住んでいる友人や家族と、ビデオ通話などで会話する機会が増え、これまでより

も交流が盛んになりました。まだまだ外出を控えなければならない日々が続くとは思いますが、2021年もwithコロナの生活を自分なりに楽しんでいければと思います。(後藤)

withコロナの中、中々、人と会えない状況が続きますが、こういったJILAでの触れ合いが貴重な機会となっています。前向きにやっていきましょう！(出屋敷)

これまでランチは外で済ましていたのですが、コロナを契機に少しずつ弁当を持参するようになりました。保温機能も優れていて、温かいスープをオフィスで食べるのがちょっとした楽しみになっています。(水野)

今までカジュアル記事メインでしたがJILAの業種別シリーズや委員会、研究会の先生とコンタクトすることでより深く関わられた気がします！(石藤)

長年通っていたジムを退会しました。コロナでジムに通えないとき、十分なプレートを用意していないジムに通うより自重トレーニングのほうが良いことに気づいたためです。コロナなども身の回りのことを見直すきっかけになると思いました。(山路)

## 募集

本誌の編集チームをはじめ、JILA事務総局の各グループ・プロジェクトチームでは、一緒にJILAを運営するメンバーを随時募集しています(原則として、事務次長補佐の肩書となります)。ご興味のある方、意欲ある方のご連絡をお待ちしております。(お問い合わせ: ml\_domesticpr@jila.jp)

編集兼発行人: 事務総長 梅田康宏

編集チーム: 山本晴美(広報G事務次長)、永盛雅子、鈴木由里、小川徹、後藤玲奈、出屋敷純一、武知俊輔、水野貴博、石藤紀子、山路道彦、渡部友一郎(オンラインG事務次長)(順不同)

編集協力: 中央経済社 石井直人

## JILA No. 11 (第11号)

2021年3月発行

発行所 日本組織内弁護士協会

〒112-0012

東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4階

一般社団法人学会支援機構内(事務取扱)

URL: <http://jila.jp/about/index.html>

内容・広告のお問い合わせ E-mail: [ml\\_domesticpr@jila.jp](mailto:ml_domesticpr@jila.jp)

製作協力 株式会社中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話 03-3293-3371(代表) Fax 03-3291-5127

ISSN 2424-1032

# コンプライアンスも DX

法改正の見落とし、  
対応漏れによる法令違反を  
ゼロにする方法

## 日本法総合オンラインサービス〈Westlaw Japan〉 法令アラートセンター

法令アラートセンターは、企業等において、法改正の監視を確実かつ効率的に行っていただけるようにするためのサービスです。

### 2019年だけで7,000件を超える法改正+新法

平均して1日当たり19件の法規制の変更が発生しています。

規制変更にはリスクを伴う場合があり、リスクを適切に管理しなければ、法令違反による制裁を受ける可能性があります。

#### 法改正への対応が 困難な理由

##### 毎日のチェック

毎日、大量に改正される法令から、業務に関係する法改正を選別することに、時間を要します。

##### 対応状況の管理

法改正に対する対応の要否の判断をしたら、  
①対応期限を決め、②対応済かどうかの  
管理が必要です。

##### 情報共有

業務に関係する法改正があれば、  
その都度、担当部署に連絡をして  
情報を共有することが必要になります。

##### 法律の専門知識が必要

法改正の内容を理解する際には、信頼できる  
情報源からの情報収集が必要です。

#### 法令アラートセンターが もたらす価値

##### チェックは自動

正確な改正情報を  
毎日お届けします。

##### タスク管理を一元化

法改正に対する担当者の対応状況を  
Web画面で一元的に管理できます。

##### 改正の共有は自動

担当部署へ直接  
改正情報を通知します。

##### 法律雑誌掲載の最新情報

法改正の解説情報  
をお届けします。



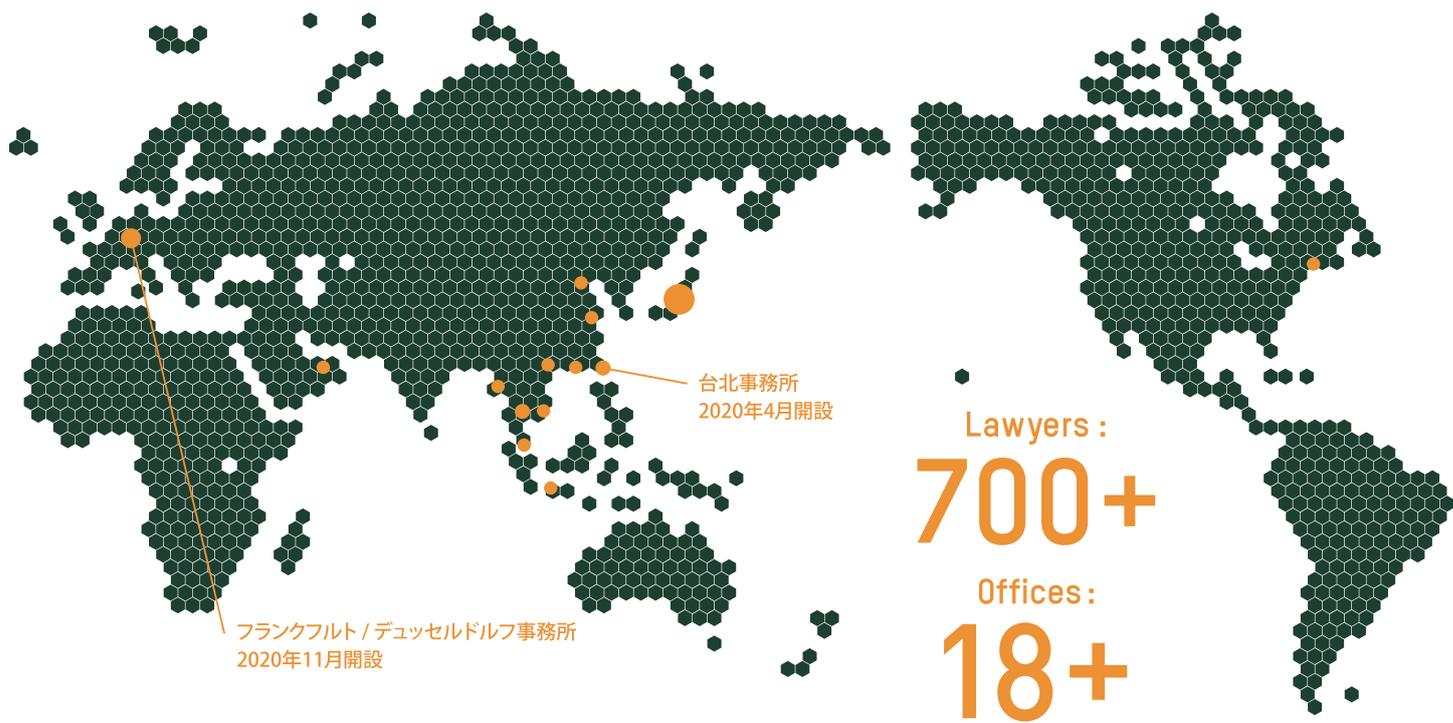
ウエストロー・ジャパン株式会社 商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com)

無料トライアルのお申し込みは、メールもしくはお問い合わせフォームよりお知らせください

E-mail：[support@westlawjapan.com](mailto:support@westlawjapan.com) お問い合わせフォーム：<https://www.westlawjapan.com/form/contact/>

# NISHIMURA & ASAHI

## 西村あさひ法律事務所



### 欧州

2020年11月、ドイツのフランクフルトおよびデュッセルドルフの双方に現地事務所を開設し、欧州関連業務の支援体制を強化いたしました。現地事務所は、コーポレート業務・GDPR対応の経験が豊富な石川智也弁護士、およびクロスボーダーM&Aの経験が豊富なドミニク・クルーゼドイツ弁護士が代表を務め、現地日系企業にとっての法律顧問としての機能を提供いたします。

また、日本の各拠点と現地事務所が連携して、欧州進出等のためのM&A、コロナ禍での欧州事業の再編、GDPR対応(現地での態勢整備・有事対応支援、DPO業務を含む)、欧州各国規制法対応等の様々な分野で皆さまを支援して参ります。

### 台湾

台湾における弁護士資格取得者としては初めて日本で外国法事務弁護士資格を取得した孫櫻倩台湾弁護士を中心に、日本企業による対台投資、日台企業間における各種M&Aおよびジョイントベンチャー、日台双方に関わる倒産・事業再生、ならびに日台間における各種紛争対応等に関し、日台間の法制度の相違も踏まえたきめ細かいリーガルサービスを提供しています。

また、2020年4月には、日本の大手法律事務所としては初の台湾におけるオフィスとして、西村朝日台湾法律事務所を開設し、日台双方におけるシームレスなリーガルサービスをワンストップにて提供させていただき体制を整えております。

### コロナ禍での事業再生

COVID-19問題の対処には多角的な検討が不可欠です。当初は資金の流出対応や労務問題の検討でしたが、海外では大規模な影響が生じているため、サプライチェーンへの対応も必要となっています。これらへの処方箋は既存と新規の手法を組み合わせる必要があります。事業計画が作成しにくい状況下では、リスクを共有できる事業者による再編、あるいはステークホルダーに理解させる法的支援が重要です。ときには公的支援の拠出等を促す施策も必要であり、既存事業の切離あるいは新規事業のスタートに必要なテクノロジー・ビジネスモデルの構築が必要ですが、当事務所ではこれらの実現に必要な幅広いリーガルサービスの提供を行っています。



### N&A リーガルフォーラムオンラインのお知らせ

西村あさひ法律事務所では企業の経営戦略に直接役立つ先端の実務について、第一線で現場に携わる弁護士等が時宜に合ったテーマを幅広く取り上げ、タイムリーに解説を行うオンラインセミナーを開催しております。

セミナーの詳細およびお申込方法はWEBをご覧ください <https://www.nishimura.com/ja/seminar/>

